

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月28日

【計算期間】 第13期（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

【ファンド名】 アクサ・ユーロ・ボンド・インカム
(AXA Euro Bond Income)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

（注1）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成28年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）によります。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、ユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは11月1日に始まり翌年10月31日に終わる1年を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの形態

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム（以下「ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグの法律（随時改訂されます。以下「2010年法」といいます。）の規定に基づき設定されたオープン・エンド型で、その共同所有者の利益のために運用される、共有持分型投資信託です。ファンドの約款（以下「約款」といいます。）において、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定めます。ファンドはオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付法律（以下「2013年法」といいます。）の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドおよび2010年法パート に基づく投資信託としての資格を有しています。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、また、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

b．ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの投資目的は、中長期的投資により、安定したインカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことです。この投資目的を達成するため、管理会社の取締役会において決定された投資方針とガイドラインに基づき、投資顧問会社またはその関係会社が、高いリターンを上げる可能性があり、リスクを軽減するための分散効果を提供し、投資目的達成に資すると判断する、ユーロ建ての公社債に主に投資します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券（「ファンド証券」）は記名式無額面、ユーロ建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

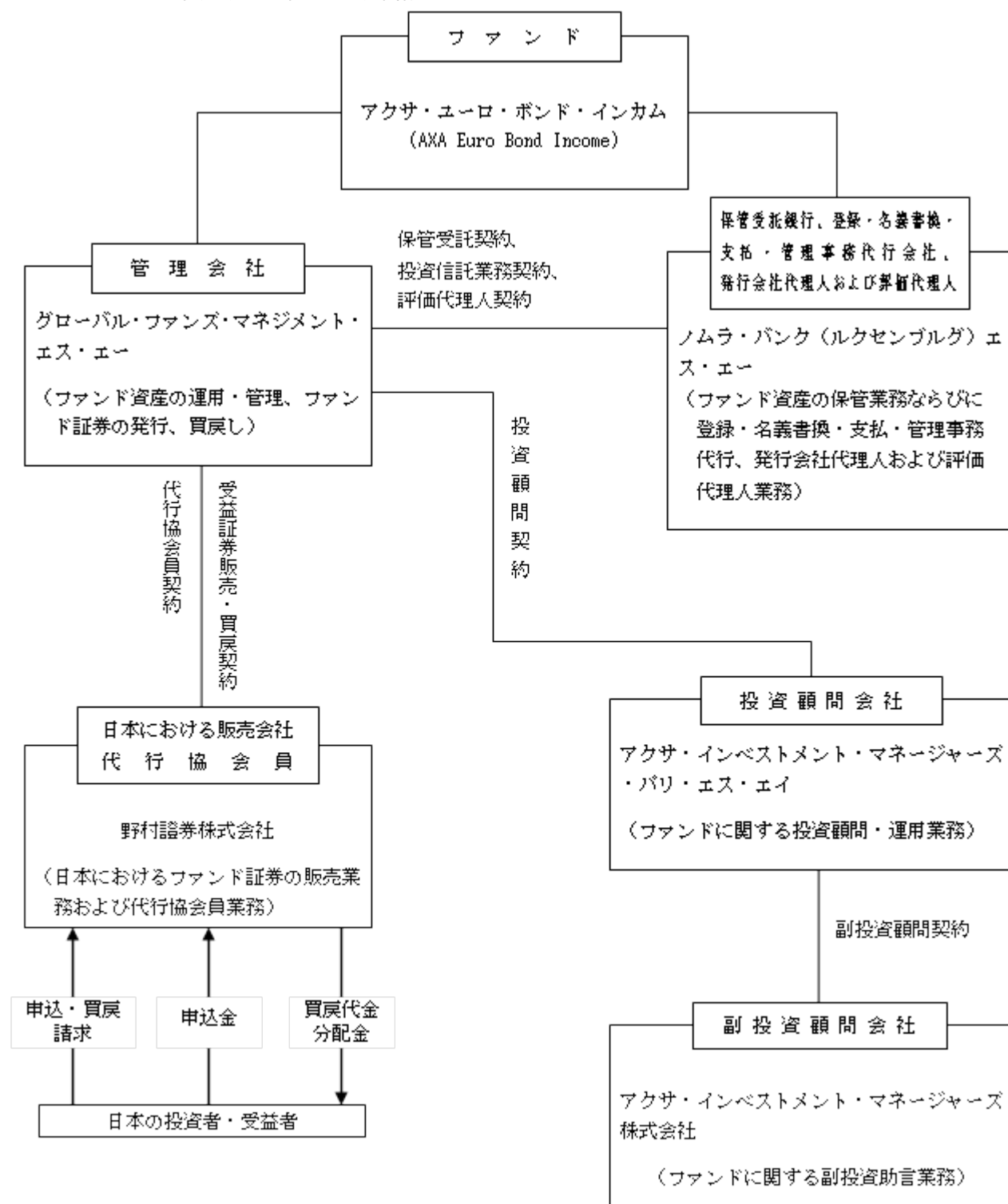
なお、ファンドは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2002年9月10日	ファンド約款締結
2002年10月11日	運用開始
2003年12月5日	改訂ファンド約款締結
2003年12月22日	改訂ファンド約款効力発生
2009年3月30日	改訂ファンド約款締結
2009年4月14日	改訂ファンド約款効力発生
2011年4月14日	改訂ファンド約款締結
2011年4月28日	改訂ファンド約款効力発生
2014年3月31日	改訂ファンド約款締結
2014年4月30日	改訂ファンド約款効力発生
2016年3月31日	改訂ファンド約款締結
2016年4月28日	改訂ファンド約款効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み ～ 管理・運用関係 ～



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2002年9月10日付で締結された（直近では、2016年3月31日付で締結され、2016年4月28日に効力発生となった約款により改訂済）約款。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理会社との間の2014年4月30日付保管受託契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 管理会社との間の2014年4月30日付修正・再録投資信託業務契約（以下「投資信託業務契約」（注2）といいます。）に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 管理会社との間の2014年4月30日付評価代理人契約（注3）に基づく、評価代理人業務。
投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイ (AXA Investment Managers Paris S.A.)	管理会社との間の2014年4月30日付修正・再録投資顧問契約（以下「投資顧問契約」（注4）といいます。）に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。
副投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	2002年9月10日付で投資顧問会社との間で締結された副投資顧問契約に基づく、ファンドに関する副投資助言業務。
日本における代行協会員、日本における販売会社	野村證券株式会社	2002年9月10日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（2015年5月20日付で締結された変更契約書により変更済）（注5）に基づく、日本における代行協会員業務。2014年12月12日付で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」（注6）といいます。）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管受託契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払い等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、運用報告書の販売会社への送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。 ・オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。 ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。 管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。
事業の目的	管理会社は、2013年法第1条第46項に定義されるAIFMです。 管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。 ・2010年法第125 - 2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約310万円）で記名式株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）で、15株すべてを所有しています。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム（AXA Euro Bond Income）

ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、毎評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法、大公国規則、およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。）の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

2010年法

(a) 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されています。

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パート1」といいます。）

パート - その他の投資信託（以下「パート2」といいます。）

パート - 外国投資信託（以下「パート3」といいます。）

パート - 管理会社

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パート4」といいます。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っています。

(b) 2010年法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート UCITS」)としての適格性を有し、EUのいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、かかる加盟国で欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達(2009/65/EC)が立法化されている範囲内で、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

(c) 2010年法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パートI UCITSである投資信託を定義しています。

() 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または、2010年法の第41条(1)に記載される他の流動金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

() 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ピークル(AIF)に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に() 2010年法、() 特殊投資信託(SIF)に関するルクセンブルグ法および() リスク・キャピタルに投資する投資法人(SICAR)に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

() 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

() 欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件(改正済)(以下「UCITS通達」といいます。)に基づく認可を必要としない投資信託(即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託)。

(c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers Société coopérative)です。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ金融庁(現金融監督委員会)の1997年6月13日付IML通達97/136(2008年4月17日付CSSF通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所にあり、無料で受益者はこれ入手することができます。ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「メモリアル」といいます。)に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

・ ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率

- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・（ ）ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、（ ）その上限の変更、（ ）レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、（ ）関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

(2) 日本における開示

監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において、これらの書類を閲覧することができます。代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) EU加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）は、UCITS通達に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

アクサ・ユーロ・ボンド・インカムは、2010年法上のパートとして設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。2010年法第88-1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令・金融監督委員会の通達を遵守しない場合、登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されます。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、目論見書が適用される法律、規則、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、査定を付してそれを証明します。

財務状況およびその他の情報に関する監督

ファンドの財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、ファンドは、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。公認監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（ファンドの帳簿その他の記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、中長期的投資により、安定したインカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことです。この投資目的を達成するため、管理会社の取締役会において決定された投資方針とガイドラインに基づき、投資顧問会社またはその関係会社が、高いリターンを上げる可能性があり、リスクを軽減するための分散効果を提供し、投資目的達成に資すると判断する、ユーロ建ての公社債に主に投資します。

ベンチマーク

パークレイズ・ユーロ総合インデックス（ユーロ建て）をベンチマークとして運用を行います。

同インデックスは、パークレイズの客観的基準に基づいて、欧州債券ユニバースから選ばれた投資適格債で構成される、ユーロ建てのインデックスです。ユーロ建て公社債市場の状況を的確に表すものとして、機関投資家などの間で広く一般的に使われています。

ベンチマークに採用されていないハイイールド・ボンドへの投資割合

ファンドは、スタンダード＆プアーズ社またはムーディーズ社による格付がBBB- / Baa3未満のハイイールド・ボンドまたは投資顧問会社が同等と判断する債券に、ファンドの純資産総額の10%を上限として投資することができます。

基準通貨および投資通貨制限

ファンドの基準通貨はユーロです。ユーロ以外の通貨建て（英ポンド等）の公社債は、ファンドの純資産総額の10%を上限として、投資することができます。ユーロ以外の通貨建ての公社債を組入れる場合には原則として、可能な限り、ユーロに対する為替変動リスクを回避するため、当該通貨を売りユーロを買う為替取引を行います。

デュレーション

ファンドが目標とするデュレーションは、ベンチマークのデュレーションの±1年とします。

（参考）デュレーション／修正デュレーション

デュレーションは、公社債の平均残存期間を指します。また、デュレーションは、金利の変化に対する公社債の価格の感応度を表すためにも使われます。この金利の変化に対する価格の感応度を表す指標として、デュレーションを（1＋利回り）で割ったものを修正デュレーションと呼びます。このデュレーション／修正デュレーションの値が大きいくほど、金利の変化に対する公社債価格の変動率は大きくなります。一般的にいて、満期までの期間の長い公社債（長期債）のデュレーション／修正デュレーションの値は大きく、満期までの期間の短い公社債（短期債）のデュレーション／修正デュレーションの値は小さくなります。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式に対する投資または出資も行いません。

ファンドの投資目的は、管理会社が投資顧問会社と協議の上、保管受託銀行の承認を得て変更することができますが、その場合、ファンドの受益者に事前の通知がなされ、目論見書が更新されます。

ファンドの投資が成功し、またはファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。ファンドの投資に関する要因に関しては、「投資リスク」をご参照下さい。

<ユーロおよび欧州連合>

「ユーロ」は、欧州における経済通貨同盟加盟国19カ国によって導入されている「単一通貨」で、米ドル・日本円とともに、世界の3大基軸通貨といわれています。

ユーロは、今や金融市場におけるキー・カレンシーとなっています。ユーロの導入は、安定指向の金融政策という観点から、ユーロ圏の金融界に大きな利益をもたらしました。国境を越えた競争や合併の増加に伴い、経済規模の拡大、為替リスクの消滅および同質性の強化により、ユーロ圏において深化したより流動性に優れた市場の形成が促進されています。これらの発展により取引コストの減少、透明性の強化、資金の有効配分の点から、全体として効率性がすでにもたらされています。

ユーロ建ての投資市場は拡大しており、投資家は、偏った通貨別資産配分から生じるリスクを回避するため、グローバルなポートフォリオ分散および成長の手段として投資資産をユーロに配分しています。

ユーロは、2016年2月末現在、ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スロヴェニア、フィンランド、キプロス、マルタ、スロヴァキア、エストニア、ラトビア、リトアニアの19カ国で導入されています。

欧州連合(EU)は、欧州地域の外交安全保障、通貨統合、社会統合を目指す連合組織です。

このEUには、2016年2月末現在、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、英国、チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアの28カ国が加盟しています。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

(2)【投資対象】

ファンドは、以下のユーロ建ての公社債を主な投資対象として分散投資を行います。(ただし、投資対象はこれらに限定されるものではありません。)

ユーロ建て国債および政府機関債

主に、EMU(経済通貨同盟)加盟国の政府または政府機関が発行するユーロ建て国債および政府機関債です。企業や国民からの税収入がある政府が発行、または保証する債券ですが、政府の財政状態などに応じて、その信用力には格差があります。ファンドはEMU加盟国以外の発行体のユーロ建て債券にも投資することがあります。

ユーロ建て社債

企業による金融市場を通じた企業の資金調達(直接金融)のニーズが拡大し、社債の発行が増加しています。また、日米などEU以外の地域の企業が、欧州での事業展開にあわせ、また調達資金の為替リスク分散のため、ユーロ建てで債券を発行することもあります。

ユーロ建てファンドブリーフ債

ファンドブリーフ債は、主にドイツの公社債市場で発展を遂げてきた抵当証券型の証券です。民間の商業銀行や抵当銀行、州立銀行などが発行するものがあります。ファンドブリーフ債は、ファンドブリーフ債の保有者が担保財産に対する請求権を持っているため、ファンドブリーフ債を発行している金融機関が破綻した場合には、担保資産はファンドブリーフ債返済のためにあてられ、残りの担保資産は破産財団の資産となります。

ユーロ建てABSおよびMBS

貸出債権や売上債権を担保に発行される証券です。資産から生じるキャッシュフローを原資として発行される資産担保証券のことをアセット・バック・セキュリティーズ(Asset Backed Securities)、略してABSと呼びます。MBSは、モーゲージ担保証券(Mortgage Backed Securities)の略です。MBSは、住宅ローン債権を集めて、これを裏付けに証券を発行して、投資家に売却したものです。発行者の種別により、民間または銀行が発行するノートの形態をとることもあります。元利金の返済に保証があるかどうかにより、担保付きと無担保のものがあります。

ハイイールド・ボンド

スタンダード&プアーズ社またはムーディーズ社による格付けBBB-/Baa3未満のハイイールド・ボンド、これらの格付けがない場合には、投資顧問会社が同等と判断する債券に、ファンドの純資産総額の10%を上限として、投資することができます。

投資対象は、信用力を示す格付の高い公社債等を中心とします。

信用格付

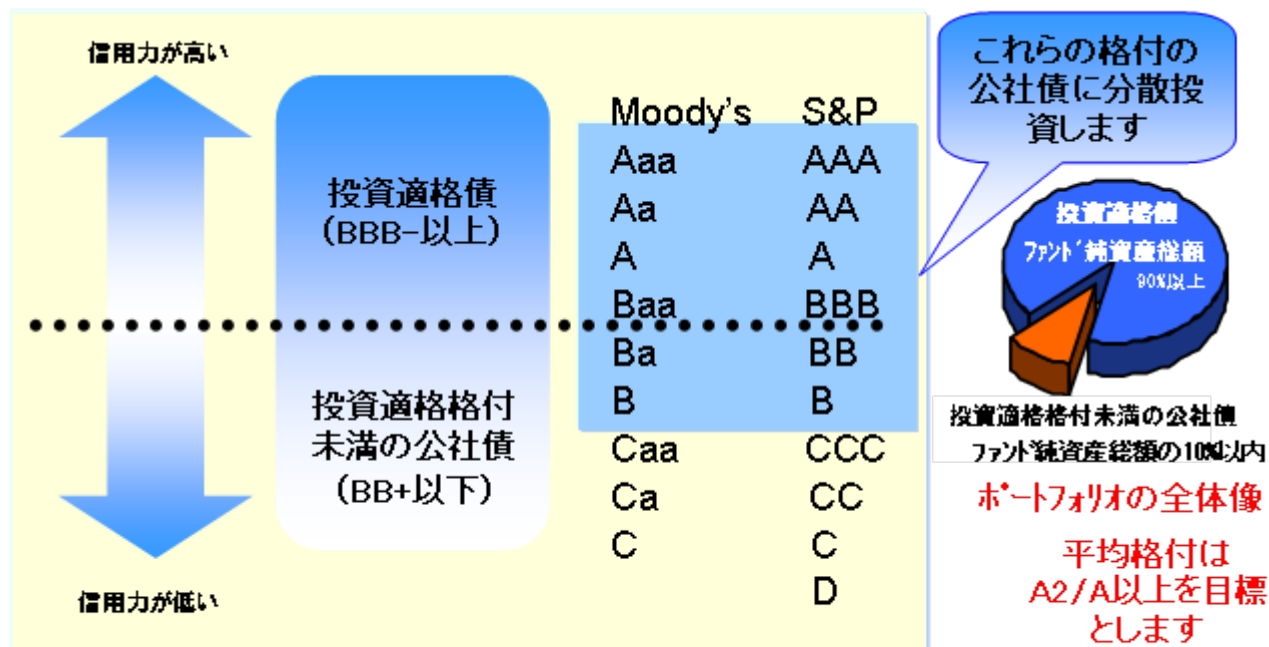
最低格付

投資対象は、原則として、組入れ時において、ムーディーズ社によるB3以上またはスタンダード＆プアーズ社によるB-以上の格付の公社債、これらの格付がない場合には、投資顧問会社が同等と判断した公社債とします。

目標平均格付

ポートフォリオの平均格付は、ムーディーズ社によるA2以上またはスタンダード＆プアーズ社によるA以上を目標とします。

平均格付とはファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。



(注)

* 図中の青い部分が投資対象となります。* ただし、投資適格格付未達の公社債組入れは、ファンド純資産総額の10%以内とします。

* ファンドの平均格付はA2/A以上を目標とします。* 格付の符号につきましては省略しております。

(3) 【運用体制】

管理会社は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイを投資顧問会社として任命しています。投資顧問会社は、管理会社の取締役会の監督および最終的責任の下でファンド資産の投資・再投資について一任運用を行います。投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社が相手方に対して90日前までに書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し最終的な責任を負います。

投資顧問会社はファンドの投資決定を行い、ユーロ市場内外でファンドのポートフォリオ取引の売買注文を出します。法令の範囲内でこれらの注文は、投資顧問会社の関連会社を含めブローカーに対して出すことができます。投資顧問会社は、組入証券の投資判断・資産運用に、関連会社の調査や専門知識を活用します。

投資顧問会社は、すべての責任を負い、統制および監督を行うことを条件として、自らの費用において副投資顧問会社を任命しています。副投資顧問会社は、ファンドのポートフォリオ取引に関して投資顧問会社に日々助言します。

アクサ・グループについて

アクサ・グループは、1816年に設立された「保険」と「資産運用」における金融グループで、2014年12月末現在、約1兆2,770億ユーロ（約158兆円）の資産を運用しています。また、世界規模で事業を展開し、約161,000人（2014年12月末現在）の従業員を擁しています。アクサ・グループは、保険と資産運用をコアビジネスとしています。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイについて

アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイ（以下「AXA IM」といいます。）は、アクサ・グループの一員で、2015年12月末現在、世界の21カ国で事業を展開しています。また、2015年12月末現在、世界各地に約2,350人の従業員を擁し、6,690億ユーロ（約83兆円）の資産を運用しています。投資顧問会社であるアクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイは、AXA IMの100%子会社として、欧州地域の資産運用を担っています。

投資哲学

A X A I Mの投資哲学はファンダメンタルおよびアクティブ運用を基本としています。トップダウン手法とボトムアップ手法を併用することにより、A X A I Mの債券運用は短期・中期・長期の多面的な付加価値を捉えることができます。

A X A I Mは、債券市場における優れた長期リターンへの鍵はファンダメンタル・クレジット分析とマクロ経済調査を通して、継続的な利子収入の獲得と元本損失の回避を追求することであると確信しています。

この哲学はA X A I Mの投資プロセスに反映されており、この投資プロセスは、A X A I Mの中核となる信念から得られる機会とアルファの源泉を生かすために構築されました。

債券への投資はインカムゲインが得られ、相対的に資本が保全されるものであり、当社の手法はリスク管理を中核としています。A X A I Mの運用スタイルは以下の信念から導かれたものです。

- 金利、インフレおよびデフォルトのリスクは景気循環によって変動します。
- 債券リスクは非対称です。（債券の価格は、債券の発行体の破綻等によってゼロになりうるリスクがありますが、通常、株式のように大幅に上昇することはありません。このように債券には、下方リスクは大きい一方で、上方リスクは限定的という特性があります。）
- アクティブ運用は安定した累積超過リターンをもたらすことができます。

そのため、

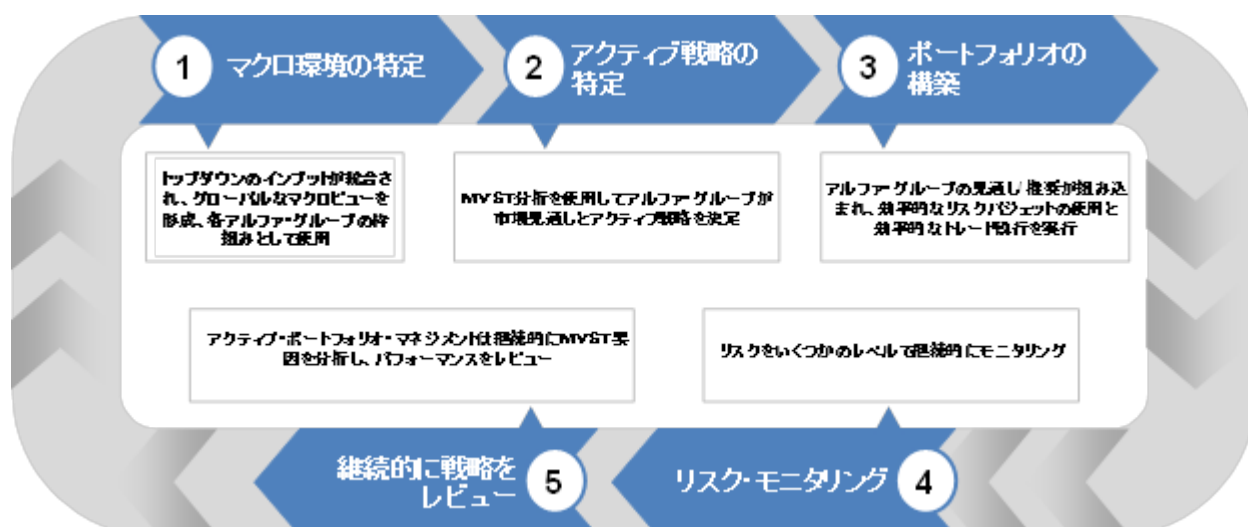
- A X A I Mのアクティブかつジャッジメンタルの枠組みは、マクロ経済、バリュエーション、センチメントおよびテクニカル指標についてのA X A I M独自の分析に基づいています。
- 分散したアクティブ運用によって下落方向からの保護に焦点を当てることができます。
- グローバルでのチーム・アプローチによってベンチマークや競合他社を上回るパフォーマンスをあげることを目指します。

A X A I Mの投資スタイルは、リスク管理（流動性、格付けおよび残存期間の制約を考慮する）された体制のもとでのファンダメンタルおよびアクティブ運用を基本としています。A X A I Mは個々の発行体を理解することで、市場よりも先にトレンドおよび非効率性を見つけることを目指します。

A X A I Mのスタイルは、トップダウンおよびボトムアップの両方の要素を取り入れています。トップダウンのプロセスでは、イールドの変動、イールド・カーブの形状に対するポートフォリオの全体的な感応度、そしてインフレおよびクレジットにおける当社のアロケーションに基づいて戦略的な決定を行います。これに対して、個別の銘柄選択はほぼ完全にボトムアップのプロセスです。強固なボトムアップ分析はA X A I Mのポートフォリオのリスク分散に貢献しています。

投資プロセス

A X A I Mはマクロ経済、金融市場、規制環境などの調査を、定期的かつ精密に行っており、それを基に現在のイールドの水準や、金利やクレジット・スプレッドの変動で生じると予想される資産価値の変動に適応したポートフォリオを構築しています。同様のプロセスで様々な債券市場やそのセクターにわたってA X A I Mの資産配分決定の基礎を形成します。フォアキャスティング会議（ステップ1とステップ2）は、四半期毎に行われますが、別途中間グローバル戦略会議が毎月開催されます。プロセスは規律があり、再現性のある、一貫したものであり、以下の5つのステップにより構成されています。



* アルファ・グループ：債券チームはそれぞれの専門サブチームに分かれています（国別／期間別／インフレ／投資適格／ハイイールド／エマージング市場）。

* M V S T：マクロ（M）、バリュエーション（V）、センチメント（S）、テクニカル（T）を意味します。

ステップ1：マクロ環境の特定

A X A I Mの投資プロセスの第一段階において、A X A I Mのインベストメント・ストラテジー・チームは債券チームにその投資環境見通しを提供します。またA X A I Mの債券チームは、投資銀行、格付機関などの外部スピーカーからマクロ経済に関する専門家としての意見の提供を受けます。これらの情報は、「A X A I M債券ポートフォリオ・マネージャーによる調査」、国内マクロ経済指標および国別スコアに組み込まれます。これらの様々なトップダウンのインプット項目がともにマクロ経済の投資環境見通しへの枠組みを形成し、債券C I Oが承認した枠組みがステップ2に進みます。

ステップ2：市場予想の決定およびM V S T分析を用いたアクティブ戦略の特定

債券ポートフォリオ・マネージャーが、専門の「アルファ・グループ」（ユーロ・クレジットやターム・ストラクチャーといった専門分野別の小規模のサブ・チーム）に参加することにより、全員が市場予想全体およびアクティブ戦略の決定に寄与します。債券ポートフォリオ・マネージャーは、まずステップ1の投資環境見通しを立て、次にその特定の専門分野におけるより詳細なマクロ経済、バリュエーション、センチメントおよびテクニカル指標（「M V S T」）の分析を行います。これらの分析結果により、3ヶ月および1年の各投資期間に関する戦略的な判断が特定のアルファ・グループにより下されます。A X A I Mの国債戦略を専門とするターム・ストラクチャー・アルファ・グループは、主要な先進国市場の金利のターム・ストラクチャーおよびユーロ・ソブリンのカントリー・アロケーションに関して推奨を行います。最後に、すべてのアルファ・グループが、そのM V S Tの分析結果を共有する（および協議する）ために再度集合します。これらの戦略的判断が加わった投資環境見通しを集約したものが、ポートフォリオの今後3ヶ月の方向性および全体像を決定するトップダウン戦略を形成します。各アルファ・グループは、これらのグローバルな戦略的判断が加わった投資環境見通しを解釈し、それを各ポートフォリオにおいて可能な限り適切な方法で、アクティブ戦略を通じて応用する義務を負います。

ステップ3：投資戦略およびポートフォリオ構築

アクティブ戦略が決定されると、ポートフォリオ・エンジニアリング・グループは、A X A I Mの戦略的判断が加わった投資環境見通しをあらゆる債券ポートフォリオにおいて最善の方法でグローバルに実行するための独自の最適化システムを使用します。この場合、ポートフォリオ・エンジニアは、ポートフォリオ構築、リスクバジレットの最適化を決定する（パフォーマンスの目的ならびに顧客、国内および規制当局のガイドラインを考慮します。）ためにポートフォリオ・マネージャーとの協働、および個別のポートフォリオに対するアクティブ戦略の適用において、重要な役割を果たします。ただし、ポートフォリオ構築および銘柄選択において、最終的な責任を負うのは、ポートフォリオ・マネージャーです。

ステップ4：リスク・モニタリング

適切なアクティブ戦略をポートフォリオ内で実行した後、ポートフォリオ・エンジニアは、投資リスクのモニタリングにおいて重要な役割を担います。ポートフォリオ・エンジニアは、ポートフォリオ全体に対する各運用戦略のリスク寄与（例：ボラティリティ、トラッキング・エラー）についてモニタリングするために独自のシステムと外部のシステムの両方を使用します。ポートフォリオ・エンジニアの主導により開催される週次のリスク会議は、ポートフォリオ・エンジニアにとって、様々なリスク要因（例：イールド・カーブ、クレジット・スプレッド）に対するポートフォリオ・エクスポージャーの一貫性の検証と、ポートフォリオ・マネージャーとともに様々なリスク指標をモニタリングする機会となります。

ステップ5：継続的なストラテジーの検証（レビュー）

ポートフォリオ・マネージャーは、投資委員会、チーム会議および週次のアルファ・グループによる正式な電話会議だけでなく、その他の必要に応じたものを通じて、アナリスト、ポートフォリオ・エンジニアおよ

びストラテジストと交流を持ち、調査プロセスから銘柄選択に至るまで、最善のアイデアを行き渡らせることができます。実行する投資戦略を常に最新のものとし、かつ確実に成果が挙げられるものとするのが重要です。必要に応じて、新たな戦術ポジションおよびポートフォリオ・リバランシングが行われます。継続的なM V S T要因分析およびパフォーマンス検証により、A X A I Mのポートフォリオにおいて最善の結果が保証されます。

- * アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイの債券部門構成（2016年2月末日現在）は以下の通りです。
- ・ ポートフォリオ・マネージャー（42名）
一部のポートフォリオ・マネージャーはアナリストを兼任
- ・ ポートフォリオ・エンジニア（3名）
- ・ クレジット・アナリスト（8名）

なお、運用体制は2016年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配もしくはそれ以外の追加的な分配を実施することができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができます。

管理会社は、毎月15日（15日がファンド評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、主にインカム・ゲインから分配を行う予定です。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額（125万ユーロ）を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

評価日とはルクセンブルグおよびパリの銀行が営業を行っている日（ただし毎年12月24日を除きます。）です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

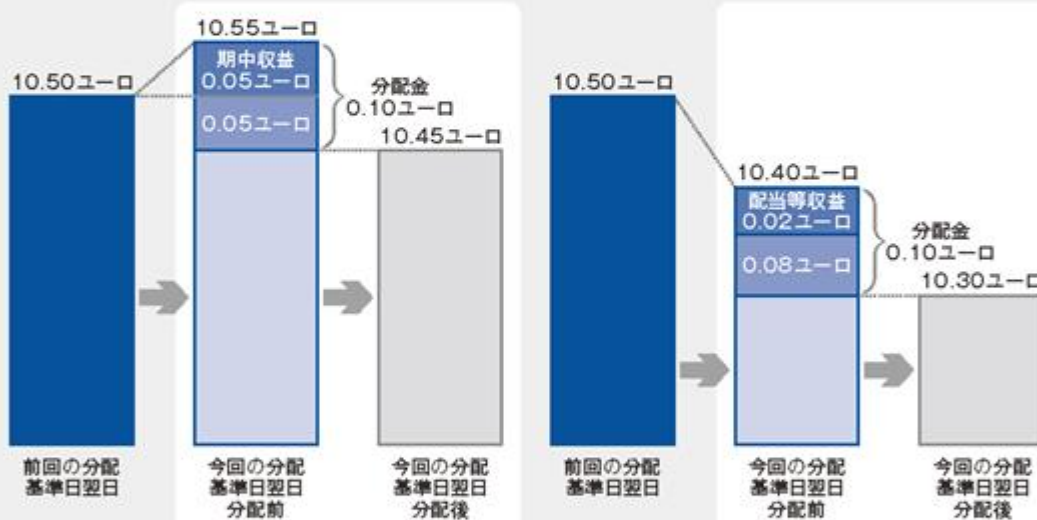


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係(イメージ)

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

ファンド約款に従い、管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

- 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関または下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済債務証券の10%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する債務証券の取得時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加的取得の結果以外を理由とするかかる10%制限を超える事後の比率の増加は最大25%まで是正する必要がありません。かかる25%の上限を超える場合、管理会社はファンドの受益者の利益を考慮しつつ、かかる証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優

先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関または下部機構が発行または保証する証券には適用されません。

- 3．管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式に対する投資または出資も行いません。
- 4．管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課しません。管理会社は、ファンドのために、（ ）株式に投資する契約型投資信託の受益証券、または（ ）会社型投資信託に投資しません。
- 5．管理会社は、不動産を購入しません。
- 6．管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する取引を行なってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
- 7．管理会社は、証券を信用で購入しません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- 8．管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- 9．管理会社は、上記8．記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時または後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- 10．公認の証券取引所または定期的に取りが行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場（「規制ある市場」）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関または下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
- 11．管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に關し、管理会社が適用する証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
- 12．管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りま
- す。
 - a）オプションに関し、管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションを購入することはできません。
 - ）当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制のある市場で取引されている場合で、かつ
 - ）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
 - b）管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できる他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。
- 13．管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、格付の高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。
- 14．管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、管理会社は、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの組入証券のデュレーションを調整する目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物取引に関する残高を保有することができます。
- 15．ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、CSSFの解釈、並びに具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に關係する手法および商品

に適用されるＣＳＳＦ通達08/356の規定（これらの法令が随時改正または代替される新法令）により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レボ契約・逆レボ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドが受領する現金担保を、場合に応じ、上記のＣＳＳＦ通達のセクション ． c) a) に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつＡＡＡまたはそれと同等に格付されるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 短期金融商品、(d) ＥＵ加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のＥＵに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レボ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドのために、上記14．にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限って行うものとします。上記12．および13．にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とＯＴＣオプション取引を行なうことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

約款上、上記の投資制限はＡＢＳに対しては、プールごとではなくスポンサーごとに適用され、その結果、ある主体がＡＢＳの複数のプールのスポンサーである場合、投資制限は、これらのプールがすべてスポンサーの一つのクラスの証券に統合されたように適用されます。ＡＢＳは、保有制限を適用する場合にはすべて債務証券として取扱われます。

保有制限の適合性判断においては、レボ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみ、みなされます。

上記10．、12．、13．および14．に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行ないまたは第三者のために保証人となることはできません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

一般的に、ファンドには債券保有に関連して生じるリスクがあります。このリスクには、金利変動リスク、信用リスクおよび期限前償還／償還延長リスク等があります。

ポートフォリオは、市場リスクを緩和するよう運用されますが、すべての時期において目的を達成できる保証はありません。

金利変動リスク

ファンドの純資産価値は金利動向により影響を受けます。金利が低下すると債券の市場価値が上昇し、反対に、金利が上昇すると債券の市場価値は下落する傾向があります。長期債は通常、短期債よりこの金利変動リスクによる影響を受けやすく変動率は大きいといえます。一般的に金利が上昇すると、ファンドの投資価値が減少します。

信用リスク

信用リスクは、ファンドが保有する債券の発行者（信用格付が低い場合があります。）が元利金の支払義務を履行できず、ファンドがその投資を回収できないリスクです。

期限前償還／償還延長リスク

期限前償還リスクは、ファンドが保有する債券（MBS等）について発行者が予定より早く元本を返済する権利を行使するリスクです。これは金利が低下する際に起こりやすく、この場合には、ファンドは当初の投資金額を回収できない可能性があり、かつ、より利回りの低い証券に再投資せざるを得ないこととなります。償還延長リスクは、ファンドが保有する債券（MBS等）について発行者が予定より遅く元本を返済する権利を行使するリスクです。これは金利が上昇する際に起こりやすく、この場合には、当該債券の価値は減少し、ファンドはより利回りの高い証券に再投資することが不可能となります。期限前償還および償還延長リスクは、通常、変動利付モーゲージ貸付、MBSおよびABSに生じます。例えば、住宅ローンの借り手にはローンを期限前返済する権利があります。したがって、住宅ローンにより裏付けられている証券のデュレーションは、短縮されたり（期限前償還リスク）、延長される（償還延長リスク）可能性があります。一般的に、新しい住宅ローン金利が、既存の住宅ローン金利より十分低くなった場合には期限前償還の比率が上昇する傾向があります。反対に新しい住宅ローン金利が、既存の住宅ローン金利より高くなった場合には期限前償還の比率が低下する傾向があります。いずれの場合であっても期限前償還の割合が変化することによって投資家への損失が生じる可能性があります。

デリバティブ取引のリスク

オプション、先物、先物オプション、スワップ、金利キャップ、金利フロアー、金利カラー、仕組み債、逆変動利付証券、通貨フォワード取引を含む通貨取引によるファンドの取引（もしあれば）には、追加的損失を被るリスクがあります。デリバティブ商品とヘッジ対象のポートフォリオ資産（もしあれば）の価値の変化の相関関係の欠如、デリバティブ商品市場の流動性欠如または証拠金の必要性およびかかる取引に伴う関連するレバレッジ要素から生ずるリスクによって、損失が生じる可能性があります。これらの運用手法を使用する場合には、投資顧問会社が証券の価格、金利、通貨価値の変動予想を誤った場合に損失を被るリスクもあります。

モーゲージ・デリバティブ（PO、IOまたはインバース・フローター）は、特に期限前償還および償還延長リスクにさらされています。期限前償還のわずかな変化であってもかかる証券のキャッシュフローおよび市場価値に重大な影響を与えることがあります。一般に、予想より早く期限前償還されるリスクは、IO、スーパー・フローターおよびオーバーパーのMBSに悪影響を与えます。予想より遅く期限前償還されるリスクは、一般にPO、金利キャップ付変動利付証券、サポート・トランシェ、アンダーパーのMBSに悪影響を与えます。さらに、特定のデリバティブ証券の中には、金利の影響（すなわち、価格感応度）および期限前償還のリスクへのエクスポージャー（すなわち、価格感応度）が増幅されるようレバレッジを掛けられるものもあります。

変動利付デリバティブの中には、デリバティブのリスクおよび金利リスクが複雑に組み合わせられる可能性があるものもあります。例えば、レンジ・フローターは、指定された金利が特定された金利バンドまたは金利カラーの枠外に出た場合には、クーポンが市場レート以下まで低下するリスクにさらされています。デュアル・インデックスまたはイールドカーブ・フローターは、2つの指定された金利のかい離幅が不利に変化した場合には、価値が下がるおそれがあります。

グローバル投資のリスク

様々な国の発行体の多様な通貨建ての証券への投資には、単一国の発行体の証券への投資だけでは得られない潜在的利益を提供する一方、単一国の発行体による証券への投資には伴わない多大なリスクもあります。グローバル投資は、為替レートの変動、かかる投資に適用される法律または規制の変更、為替規制（例えば、通貨取引制限）の変更による影響も受けます。投資対象証券の建値通貨の為替レートがファンドの基準通貨に対して下落した場合には、組入証券の価値が減少する傾向があります。さらに、ファンドが配当、利息またはその他の支払を受ける通貨が、かかる収入が分配金として

受益者に支払われる前またはかかる基準通貨に換金される前にファンドの基準通貨に対してその価値を下げた場合に、ファンドはかかる分配金の支払に必要な現金を得るために組入証券を売却しなければならない可能性があります。

発行体は、一般に、世界中の様々な国の様々な会計、監査、財務報告基準に従っています。発行体の取引量、価格の変動率、流動性は、各国の市場ごとに異なります。さらに、証券取引所、証券ディーラー、上場もしくは非上場企業についての政府による監督および規制の程度は、世界中で異なるものです。国によっては、法律上、ファンドがこれらの国に所在する一定の発行体の証券に投資することが制限されることもありえます。

市場ごとに資金決済の方法も異なります。資金決済が遅れるとファンドの資産の一部が投資されないままになり、利益を得られない期間が一時的に発生する可能性があります。決済上の問題により、ファンドが意図した証券を購入することができず、魅力ある投資の機会を失う原因となるおそれもあります。決済の問題により投資対象証券を処分することができないことによって、投資対象証券の価値が減少することによりファンドに損失を発生させるか、またはその証券を売却する契約を締結していた場合、購入者に対する損害賠償を発生させる結果となる可能性があります。

国によっては、公用徴収、没収税、配当や利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課、資金もしくはその他のファンド資産の移動の制限、これらの国における投資に影響する政治的、社会的に不安定な状況、外交上の変化が存在する可能性があります。証券の発行体は、証券の通貨単位としている国以外の国に居住している可能性もあります。異なる国の証券市場における投資の評価および関連する投資収益、付随するリスクは、それぞれ無関係に変化することが予想されます。

ファンドによるソブリン債への投資には、社債には存在しないリスクがあります。債券の発行体や債券の弁済を規制する政府機関は、その債券の条項に従って弁済期に元本または利息を支払うことができずまたは支払を渋る可能性があり、ファンドは債務不履行の際に支払を強制する手段が限られている可能性があります。経済が不安定な期間には、ソブリン債の市場価格およびこれに伴いファンドの純資産価格の変動をもたらし可能性があります。ソブリン債の債務者が元本および利息を期限に支払う意思および能力があるかは、とりわけ、キャッシュフローの状況、外貨準備高、弁済期日における十分な外国為替負担能力、経済全体に対する債務負担の相対的規模、そのソブリン債債務者の国際的な貸主に対する理念およびソブリン債債務者が服している政治的制約に影響される可能性があります。

ＭＢＳおよびＡＢＳのリスク

ＭＢＳおよびＡＢＳの大部分は、元本が期限前に返済されることがあり、金利が低下している局面ではこれが加速することが予想されます。かかる期限前返済は、その時点での市場の実勢利回りより低い利回りでの再投資しかできないのが通常です。ＡＢＳは、裏付けとなる貸付の元本支払をパス・スルーすることの結果として、予定返済期より早期に支払われることが頻繁にあります。金利が低下している局面では、ＡＢＳの裏付けとなる貸付の期限前返済は加速されることが予想されます。したがって、ファンドがかかる証券のポジションを維持する能力は、期限前返済によって生じるその証券の元本額の減少によって影響を受け、また、ファンドが、同等の利回りで償還元本を再投資する能力は、その時点における実勢金利に服するのが通常です。ＡＢＳは、ＭＢＳにはない信用リスクを有しています。これは、ＡＢＳが、担保権の利益を有していないのが通常であるからです。場合によっては、担保物を回収してもこれらの証券に対して支払をするのに不十分である可能性があります。債務不履行の場合には、担保物をただちに売却し、ファンドが負担している額を受領できないとファンドが損失を被るおそれがあります。

意図した結果をもたらさないリスク

投資顧問会社が使用する戦略が意図した結果をもたらさないリスクがあります。

流動性リスク

異常な市場環境、または通常ではない多額の買戻し等その他の理由により、ファンドが本書に規定された期間内に買戻金額を支払うことができないリスクがあります。

通貨リスク

ファンドは、ユーロ建ての債券に投資します。このことは、ユーロ以外の通貨建てのものに投資するときに通貨リスクを引き起こす可能性があります。

分配の変動によるリスク

ファンドの目的は安定した収益を得ることにありますが、分配額は時期により変動し、分配金が支払われないこともあります。

証券貸付、買戻権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については以下の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(Ａ) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(Ｂ) () 過剰な規模もしくは存続期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) () 過剰な規模もしくは存続期間の取引における投資持分の焦付き、() 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、() 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または() 返還される担保物件の金額を下回る額をもたらすことがあるというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

利益相反

投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドのためにのみ、その役務を行うのではなく、ファンドの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社および副投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、ファンドが() 投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または() 投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しファンドの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、ファンドに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてファンドに通知します。

投資顧問会社および副投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をファンドの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やファンドの投資方針により、投資顧問会社および副投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ピークルに提供される投資の機会への参加を、ファンドが禁じられることがあります。

利益相反は、さらに保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

ファンドのリスク特性

ポートフォリオに含まれる債券の価格は、ユーロ建て債券市場の金利の変化により変動します。分散投資と併用されるファンドのアクティブ運用とデュレーション管理（ベンチマークのデュレーションの±1年とします。）によって、通常の市場環境における不利な価格変動リスクは軽減されます。

ファンドは主に、投資適格債（信用格付は、ムーディーズ社によるA2以上またはスタンダード&プアーズ社によるA以上を目標とします。）に投資します。また、ファンドの純資産総額の10%を限度として、投資適格格付未満の債券に投資します。債券の信用度によって、ファンドの信用リスクは限定的です。

債券や発行体の信用度により、債務不履行のリスクは限定的です。

債券の信用度および種類（主に国債およびユーロ建て投資適格債）により、ファンドの流動性リスクは限定的です。

クレジット商品における評価パラメーター（例えば、金利の変化）は、有価証券の価格に影響を与え、評価リスクを生じさせることがあります。

ファンドは、ヘッジ目的のためにのみ日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っています。A I F M Dと委員会委任規則（E U）第231 / 13号（以下「委員会委任規則」といいます。）において詳細なリスク管理のガイドラインがなく、管理会社はU C I T Sに係るE U指令への準拠に基づき、デリバティブ取引のリスクを管理しています。

レバレッジ

委員会委任規則および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、A I F Mの管理するA I Fのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」およびA I F M規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてA I F Mがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、A I Fの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、A I Fのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) A I Fのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、A I F Mがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の130%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の130%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)のレボ契約または逆レボ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、（ ）ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、（ ）（ ）に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（N A V）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、AIFMD、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

(2) リスクに対する管理体制

リスク管理は、AXA IMの投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されています。

AXA IMのグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって行われる一連の管理段階に基づいています。

AXAIMのグローバル・リスク・フレームワーク

第1レベル 第1段階：ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステムティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについて様々なツールを用いて監視します。

債券ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートを受けて、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

ポートフォリオ・エンジニアリング・グループの主な役割は、各ポートフォリオで戦略が実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定し、特定の制約（顧客の制約、法規制等）を考慮し個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスクバジェット配分を最適化することです。当グループの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。当グループは債券グローバル・ヘッドの直属となります。

独立した部門によって行われる管理

AXAIMでは、約200名の従業員がオペレーション、投資ガイドライン・モニタリング、コンプライアンス、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

第1レベル 第2段階：オペレーション

第1レベル第1段階のシステムティックな管理は、オペレーション部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門が提供するデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、三つの主要部門で構成されます。

- トレード・マネージャーは、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオの完全性を確実にします。ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連携をとります。
- オペレーション部門は、AXAIMの主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

投資ガイドライン

投資ガイドライン・コントローラーは、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。逸脱が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告します。

第2レベル：グローバル・リスク管理

第2レベルの管理は、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダードは、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第2レベルの管理に責任をもちます。A X A I Mグループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- オペレーショナル・リスク・マネジメントは、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともにリスク軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- シニア・エグゼパティーズ・リスク・マネージャーは、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。A X A I M全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

第2レベル：コンプライアンス及び内部統制

コンプライアンスと内部統制は第2レベルのもう1つの管理機能となります。

A X A I Mはグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、A X A I Mの全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門はA X A I Mの従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス憲章を作成しています。

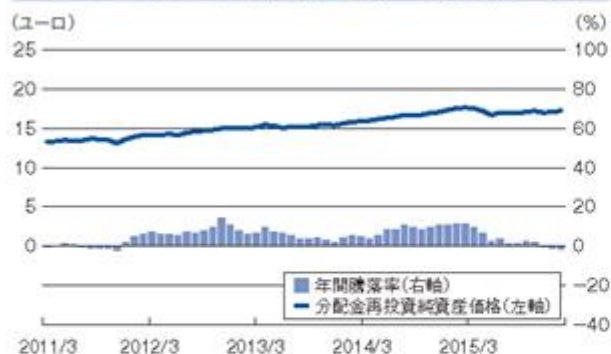
第3レベル：内部監査

内部監査チームが、A X A I Mの手続き及び管理の有効性について、定期的かつ独立した評価を行います。主に独立したメンバーで構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

なお上記の体制は2016年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

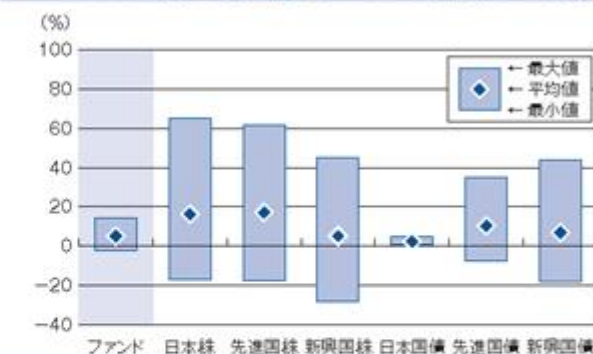
参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2011年3月～2016年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	14.4	65.0	61.8	45.3	5.0	34.9	44.1
最小値(%)	-2.4	-17.0	-17.7	-28.6	0.4	-7.5	-18.1
平均値(%)	5.0	16.2	17.2	5.1	2.2	10.3	6.9

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2011年3月～2016年2月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、2011年3月～2016年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨であるユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「**㈱東京証券取引所**」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**㈱東京証券取引所**が有しています。なお、ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**㈱東京証券取引所**は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の３％以下です。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上 8,000口未満	申込金額の2.16％（税込）
8,000口以上 80,000口未満	申込金額の1.08％（税込）
80,000口以上	申込金額の0.54％（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.02％の管理報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

管理報酬とは、（ ）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の以下の年率の投資顧問報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

5億ユーロまでの部分	0.400％
5億ユーロ超10億ユーロまでの部分	0.375％
10億ユーロ超の部分	0.350％

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

2015年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬および投資顧問報酬はそれぞれ5,263ユーロ、105,288ユーロでした。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資顧問報酬から、随時合意する報酬を支払います。

管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.05％の管理事務代行報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します（年間最低額10,000ユーロ）。

管理事務代行報酬とは、（ ）ファンドの純資産価格の計算業務、（ ）ファンドの会計書類作成業務、（ ）法務およびファンド会計管理業務、（ ）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、（ ）法令遵守に関するモニタリング、（ ）受益者名簿の管理、（ ）収益分配業務、（ ）ファンドの購入・換金等受付け業務、ならびに（ ）記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.07％の保管報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します（年間最低額20,000ユーロ）。保管報酬とは、（ ）ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、（ ）キャッシュ・フローの監視業務、ならびに（ ）選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。保管受託銀行および管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

2015年10月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬および保管報酬はそれぞれ13,728ユーロ、20,671ユーロでした。

評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下の年率の代行協会員報酬を各四半期毎に後払で受領する権利を有します。

5 億ユーロまでの部分	0.300%
5 億ユーロ超10億ユーロまでの部分	0.325%
10億ユーロ超の部分	0.350%

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

2015年10月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は78,921ユーロでした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、次の費用を負担する場合があります。

- (a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 登録・名義書換・発行会社代理人および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- (d) 代行協会員が負担した合理的な額の実費。
- (e) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- (f) その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・券面または確認書の準備・印刷費
 - ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・上記監督当局の所管する適用法令のもので要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
 - ・日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として利用される有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用。
 - ・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
 - ・受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
 - ・弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
 - ・日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用。
 - ・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

2015年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は107,476ユーロでした。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年 1 月 1 日以後	2038年 1 月 1 日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %

合計	20.315%	20%
----	---------	-----

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2016年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	イタリア	4,512,723	19.64
	フランス	2,629,632	11.45
	スペイン	2,135,474	9.30
	ポルトガル	1,045,590	4.55
	ドイツ	1,037,480	4.52
	ベルギー	964,675	4.20
	アイルランド	722,320	3.14
	オーストリア	375,445	1.63
	オランダ	259,624	1.13
	小計	13,682,963	59.56
固定利付債	英国	3,827,732	16.66
	フランス	1,578,955	6.87
	イタリア	1,293,937	5.63
	スペイン	736,389	3.21
	オランダ	205,843	0.90
	ノルウェー	114,620	0.50
	アメリカ合衆国	106,750	0.46
	ベルギー	104,658	0.46
	ドイツ	101,110	0.44
	小計	8,069,995	35.13
変動利付債	英国	600,903	2.62
	ドイツ	116,250	0.51
	フランス	87,250	0.38
	小計	804,402	3.50
小計		22,557,360	98.19
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		416,878	1.81
合計 (純資産総額)		22,974,237 (約2,851百万円)	100.00

(注) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じです。

ポートフォリオの特性（2016年2月末日現在）

平均格付	A
組入れ銘柄数	106
債券組入比率	98.19%
修正デュレーション（ポートフォリオ）	5.80年
修正デュレーション（ベンチマーク）	6.39年
平均クーポン	3.18%
平均直利	2.62%
平均最終利回り	0.95%

* 平均格付とは、ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

格付別組入れ比率の内訳（2016年2月末日現在）

格付	比率
A A A	9.75%
A A	21.13%
A	7.25%
B B B	55.07%
投資適格格付未満または格付なし	4.99%

* 格付は、ムーディーズ社またはスタンダード＆プアーズ社のいずれか低い方によります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2016年２月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (ユーロ)	簿価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	BTPS 4.5% 01/03/24	イタリア	国債	4.5	2024年３月１日	1,200,000.00	125.08	1,500,900.00	124.79	1,497,480.00	6.52
2	FRANCE OAT 0.25% 25/07/24	フランス	国債	0.25	2024年７月25日	1,050,000.00	107.17	1,142,774.07	106.09	1,131,222.29	4.92
3	OBRIGACOES TESOURO 4.8% 15/06/20	ポルトガル	国債	4.8	2020年６月15日	800,000.00	110.90	887,200.00	112.23	897,840.00	3.91
4	BTPS 4.5% 01/02/18	イタリア	国債	4.5	2018年２月１日	750,000.00	109.07	818,010.00	108.55	814,125.00	3.54
5	BTPS 3.5% 01/03/30	イタリア	国債	3.5	2030年３月１日	550,000.00	119.19	655,537.00	119.75	658,625.00	2.87
6	SPANISH GVT 3.75% 31/10/18	スペイン	国債	3.75	2018年10月31日	600,000.00	110.02	660,106.00	109.57	657,420.00	2.86
7	IRISH GVT 3.4% 18/03/24	アイルランド	国債	3.4	2024年３月18日	500,000.00	116.81	584,040.84	121.61	608,050.00	2.65
8	BTPS 4.5% 01/02/20	イタリア	国債	4.5	2020年２月１日	450,000.00	115.15	518,188.42	116.43	523,935.00	2.28
9	BTPS 5.5% 01/09/22	イタリア	国債	5.5	2022年９月１日	400,000.00	128.35	513,391.20	128.87	515,480.00	2.24
10	BUNDES DEUTSCH 5.5% 04/01/31	ドイツ	国債	5.5	2031年１月４日	250,000.00	164.08	410,188.00	172.16	430,400.00	1.87
11	SPANISH GVT 4.85% 31/10/20	スペイン	国債	4.85	2020年10月31日	350,000.00	119.88	419,575.86	119.51	418,285.00	1.82
12	FRANCE OAT 4.5% 25/04/41	フランス	国債	4.5	2041年４月25日	250,000.00	139.81	349,535.09	166.23	415,575.00	1.81
13	SPANISH GVT 2.75% 31/10/24	スペイン	国債	2.75	2024年10月31日	350,000.00	110.16	385,556.60	110.13	385,441.00	1.68
14	REP OF AUSTRIA 1.2% 20/10/25	オーストリア	国債	1.2	2025年10月20日	350,000.00	103.57	362,488.00	107.27	375,445.00	1.63
15	FRANCE OAT 3.25% 25/10/21	フランス	国債	3.25	2021年10月25日	300,000.00	117.87	353,595.00	119.07	357,210.00	1.55
16	BELGIUM KINGDOM 2.6% 22/06/24	ベルギー	国債	2.6	2024年６月22日	300,000.00	118.12	354,374.70	118.93	356,790.00	1.55
17	BUNDES DEUTSCH 4.25% 04/07/39	ドイツ	国債	4.25	2039年７月４日	200,000.00	165.41	330,811.00	174.63	349,260.00	1.52
18	FRANCE OAT 5.75% 25/10/32	フランス	国債	5.75	2032年10月25日	200,000.00	172.36	344,714.00	171.60	343,195.20	1.49
19	KINGDOM OF BELGIUM 4.25% 28/3/41	ベルギー	国債	4.25	2041年３月28日	200,000.00	153.45	306,907.00	160.79	321,584.40	1.40
20	BTPS 5% 01/09/40	イタリア	国債	5	2040年９月１日	200,000.00	144.10	288,208.00	146.21	292,420.00	1.27
21	KINGDOM OF BELGIUM 4% 28/03/32	ベルギー	国債	4	2032年３月28日	200,000.00	117.13	234,261.83	143.15	286,300.66	1.25
22	NETHERLANDS GVT 1.75% 15/07/23	オランダ	国債	1.75	2023年７月15日	230,000.00	102.15	234,940.72	112.88	259,624.00	1.13
23	BUNDES DEUTSCH 4.75% 04/07/34	ドイツ	国債	4.75	2034年７月４日	150,000.00	160.62	240,935.50	171.88	257,820.00	1.12

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (ユーロ)	簿価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
24	SPANISH GVT 5.85% 31/01/22	スペイン	国債	5.85	2022年 1 月31日	200,000.00	128.95	257,890.00	128.74	257,480.00	1.12
25	FRANCE OAT 2.5% 25/05/30	フランス	国債	2.5	2030年 5 月25日	200,000.00	114.59	229,187.14	120.56	241,120.00	1.05
26	EIB 0.875% 13/09/24	英国	固定利 付債	0.875	2024年 9 月13日	224,000.00	102.60	229,830.72	104.99	235,177.60	1.02
27	CIE FIN FONCIER 2.375% 21/11/22	フランス	固定利 付債	2.375	2022年11月21日	200,000.00	100.50	201,000.00	113.77	227,540.00	0.99
28	SPANISH GVT 6% 31/01/29	スペイン	国債	6	2029年 1 月31日	150,000.00	114.33	171,496.91	145.83	218,751.60	0.95
29	ENI SPA 4.875% 11/10/17	イタリア	固定利 付債	4.875	2017年10月11日	200,000.00	108.82	217,640.00	107.49	214,980.00	0.94
30	BTPS 1.7% 15/09/18	イタリア	国債	1.7	2018年 9 月15日	200,000.00	105.56	213,372.56	104.22	210,657.80	0.92

【投資不動産物件】

該当ありません（2016年2月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません（2016年2月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2016年2月末日前一年間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第4会計年度末 (2006年10月末日)	117,930	14,636	10.11	1,255
第5会計年度末 (2007年10月末日)	92,713	11,507	9.69	1,203
第6会計年度末 (2008年10月末日)	66,443	8,246	9.36	1,162
第7会計年度末 (2009年10月末日)	59,256	7,354	9.96	1,236
第8会計年度末 (2010年10月末日)	53,785	6,675	10.19	1,265
第9会計年度末 (2011年10月末日)	43,103	5,350	9.69	1,203
第10会計年度末 (2012年10月末日)	35,372	4,390	10.25	1,272
第11会計年度末 (2013年10月末日)	30,465	3,781	10.36	1,286
第12会計年度末 (2014年10月末日)	28,190	3,499	10.95	1,359
第13会計年度末 (2015年10月末日)	24,379	3,026	10.92	1,355
2015年3月末日	27,196	3,375	11.43	1,419
4月末日	26,885	3,337	11.33	1,406
5月末日	26,012	3,228	11.09	1,376
6月末日	24,821	3,081	10.74	1,333
7月末日	24,974	3,100	10.94	1,358
8月末日	24,537	3,045	10.84	1,345
9月末日	24,407	3,029	10.81	1,342
10月末日	24,379	3,026	10.92	1,355
11月末日	24,200	3,003	10.96	1,360
12月末日	22,879	2,840	10.79	1,339
2016年1月末日	23,002	2,855	10.84	1,345
2月末日	22,974	2,851	10.89	1,352

【分配の推移】

	2005年		2006年		2007年		2008年		2009年	
	ユーロ	円	ユーロ	円	ユーロ	円	ユーロ	円	ユーロ	円
1月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97
2月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
3月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
4月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
5月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
6月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
7月	0.034	4.22	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
8月	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
9月	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
10月	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
11月	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72
12月	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.032	3.97	0.030	3.72

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年	
	ユーロ	円	ユーロ	円	ユーロ	円	ユーロ	円	ユーロ	円
1月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98
2月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98
3月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98
4月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98
5月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98
6月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98
7月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98
8月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98
9月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98
10月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98
11月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98
12月	0.030	3.72	0.030	3.72	0.027	3.35	0.024	2.98	0.024	2.98

	2015年		2016年	
	ユーロ	円	ユーロ	円
1月	0.024	2.98	0.024	2.98
2月	0.024	2.98	0.024	2.98
3月	0.024	2.98		
4月	0.024	2.98		
5月	0.024	2.98		
6月	0.024	2.98		
7月	0.024	2.98		
8月	0.024	2.98		
9月	0.024	2.98		
10月	0.024	2.98		
11月	0.024	2.98		
12月	0.024	2.98		

設定来累計（2016年2月末日現在）：4.688ユーロ

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第4会計年度	0.42
第5会計年度	- 0.36
第6会計年度	0.56
第7会計年度	10.32
第8会計年度	5.92
第9会計年度	- 1.37
第10会計年度	9.34
第11会計年度	4.09
第12会計年度	8.47
第13会計年度	2.36

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の1口当りの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2007年	- 0.76
2008年	4.64
2009年	7.30
2010年	2.71
2011年	2.03
2012年	10.80
2013年	1.76
2014年	10.76
2015年	- 0.38
2016年	1.37

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

2016年の場合は、2016年2月末日の1口当り純資産価格（2016年1月から2月末日までの分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

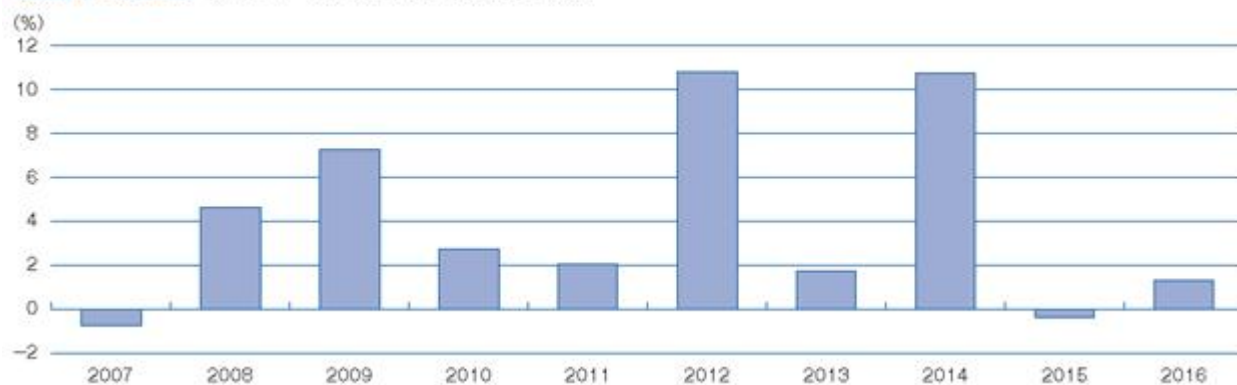
（参考情報）

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

純資産総額 23百万ユーロ／1口当り純資産価格 10.89ユーロ(2016年2月末日現在)



収益率の推移（暦年ベース）※2016年は2月末日まで



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第４会計年度	1,804,118 (1,804,118)	4,372,511 (4,372,511)	11,661,578 (11,661,578)
第５会計年度	1,074,216 (1,074,216)	3,169,440 (3,169,440)	9,566,354 (9,566,354)
第６会計年度	247,570 (247,570)	2,717,822 (2,717,822)	7,096,102 (7,096,102)
第７会計年度	393,440 (393,440)	1,538,053 (1,538,053)	5,951,489 (5,951,489)
第８会計年度	1,079,116 (1,079,116)	1,754,819 (1,754,819)	5,275,786 (5,275,786)
第９会計年度	539,539 (539,539)	1,368,461 (1,368,461)	4,446,864 (4,446,864)
第10会計年度	220,130 (220,130)	1,217,239 (1,217,239)	3,449,755 (3,449,755)
第11会計年度	189,628 (189,628)	698,916 (698,916)	2,940,467 (2,940,467)
第12会計年度	82,040 (82,040)	448,319 (448,319)	2,574,188 (2,574,188)
第13会計年度	177,970 (177,970)	518,945 (518,945)	2,233,213 (2,233,213)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

日本国外に居住する投資者によるファンド証券の購入申込みは、管理会社が当日ルクセンブルグ時間午後2時までに当該申込みを受領することを条件に、管理会社によって受諾されます。

午後2時以降に受領された申込みは、当日の申込みとしては受け付けられず、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の1口当りの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内にユーロで行うものとします。5評価日目にユーロ送金の決済ができない場合、ユーロ送金決済の可能な直後の日に支払いを行うことができます。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみ証券を発行します。

各券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。券面の発行請求がない場合は、投資者は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資者のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資者または投資者の銀行に対して交付されます。

管理会社はその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された者または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

管理会社は、(a)ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b)ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法および投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

マネー・ロンダリングの防止およびテロ資金供与の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関してルクセンブルグの法令および通達（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令および通達に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7)申込期間に記載される期間中、評価日にかつ日本における販売会社の営業日に第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し

ます。午後3時までに申込みが行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。上記の締切時間を過ぎたお申込みはお受けいたしません。販売の単位は、500口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、下記手数料を支払わなくてはなりません。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上 8,000口未満	申込金額の2.16%（税込）
8,000口以上 80,000口未満	申込金額の1.08%（税込）
80,000口以上	申込金額の0.54%（税込）

買付代金の支払は、円貨の場合、ユーロとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、ユーロで支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該買付けの注文を受け付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求できます。

買戻し請求は管理会社または販売取扱会社に対し、書面でなされなければなりません。

ファンド証券1口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後2時までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格です。午後2時以降に受領された買戻請求は、当日の買戻請求としては受け付けられず、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻代金は、買戻日の純資産価格によって、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売取扱会社により受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。）された日から起算して5評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、ユーロで行われます。ただし、5評価日目にユーロ送金の決済ができない場合、ユーロ送金決済が可能な直後の日に支払いを行うことができます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日であつ日本における販売会社の営業日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、各評価日であつ日本における営業日に行うことができます。午後3時までに申込みが行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。上記の締切時間を過ぎたお申込みは、お受けいたしません。

約定日（販売会社が買戻し注文の成立を確認した日。通常申込みの翌営業日）から起算して4営業日目から、買戻し代金をお支払いします。

ファンド証券1口当りの買戻価格は、原則として、各申込後最初に計算される1口当りの純資産価格です。買戻代金は、円貨で支払いの場合、ユーロとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。またユーロで受け取ることも出来ます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。

- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- 当該停止のすべては、発行または買戻しを請求した受益者に通知され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてメモリアルに公告されます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの受益証券の1口当り純資産価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎にユーロにより決定されます。

1口当り純資産価格は、評価日毎にファンドの資産から負債（管理会社がその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時における発行済ファンド証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、新株引受権、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、保管報酬、代行協会員報酬、支払代理人・登録・名義書換・管理事務代行会社報酬および発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金および取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

1口当り純資産価格は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにより計算され、管理会社の登記上の事務所で入手可能です。

ファンド資産の評価については、組入証券のすべての買付け・売却契約は、契約締結日現在で反映され、すべての分配・配当金は、権利落日現在で発生させます。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場

で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。

証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。

相場価格が入手できないか、または上記 および に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。

現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価されます。

ユーロ以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値でユーロに換算されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの存続期間は2027年10月31日までです。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年10月31日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還

ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、信託期間の満了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグの法律で定められた強制清算事由が生じた場合にも償還されます。ファンドの償還は、受益者、その相続人または信託受益者によって請求することができません。償還もしくは延長の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（すべての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。

ファンドの償還の原因となる事由が発生した場合ただちに、ファンド証券の発行は、停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者に対する平等の取扱いが保証されている場合、引き続き可能です。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別段の規定がない場合、ルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に関する預託通知をメモリアルに公告後５日間で発効します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

（ ）投資顧問契約

投資顧問契約は、他方当事者への90日前までの書面による予告通知をもって投資顧問会社または管理会社によって違約金なしで何時でも解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、ルクセンブルグ法に従い解釈されます。投資顧問会社は、ルクセンブルグの裁判所の管轄権に同意しています。

（ ）保管受託契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管受託契約を解約することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項（同契約書の表明および保証を含みます。）または2010年法または2013年法

に継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）評価代理人契約

当事者は、60日以上前までに書面による通知（または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知）を相手方当事者に行った場合には、いつでもファンドに関して評価代理人契約を終了させることができます。ただし、評価代理人または管理会社が、本契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合、評価代理人または管理会社は、書面による通知をもって、即時に評価代理人契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、3ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効です。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3カ月前になすことにより解約することができます。管理会社は、同契約の終了が受益者の最善の利益になるとみなす場合、直ちに同契約を終了させることができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、受益者名簿にファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命された、ファンドまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

（ ）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2015年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム

純資産計算書

2015年10月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 22,875,304ユーロ)	2	24,013,789	2,980,351
銀行預金		114,511	14,212
先物契約に係る未収証拠金		91,614	11,370
未収収益		318,525	39,532
ブローカーからの未収金		167,717	20,815
資産合計		<u>24,706,156</u>	<u>3,066,281</u>
負債			
先物契約に係る未実現損失	9	8,920	1,107
受益証券買戻未払金		9,308	1,155
ブローカーへの未払金		203,199	25,219
未払費用	6	105,360	13,076
負債合計		<u>326,787</u>	<u>40,558</u>
純資産		<u>24,379,369</u>	<u>3,025,723</u>

発行済受益証券数 2,233,213口

1口当り純資産価格 10.92ユーロ 1,355円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書
2015年10月31日終了年度
(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
収益			
債券利息		816,804	101,374
収益合計		816,804	101,374
費用			
投資顧問報酬	3	105,288	13,067
代行協会員報酬	4	78,921	9,795
管理事務代行報酬	5	13,728	1,704
保管報酬	5	20,671	2,565
当座借越に係る支払利息		343	43
コルレス銀行報酬		1,860	231
管理報酬	3	5,263	653
法務報酬		13,000	1,613
海外登録費用		45,000	5,585
現金支出費		5,256	652
専門家報酬		24,340	3,021
印刷・広告費		972	121
年次税	8	12,897	1,601
その他の費用		3,808	473
費用合計		331,347	41,123
純投資利益		485,457	60,250
投資有価証券実現純利益	10	995,095	123,501
先物契約実現純利益		3,624	450
外貨取引実現純損失		(184)	(23)
当期実現純利益		998,535	123,928
投資有価証券未実現純損益の変動	10	(826,266)	(102,548)
先物契約未実現純損益の変動		(8,920)	(1,107)
当期末実現純損失		(835,186)	(103,655)
運用の結果による純資産の純増加		648,806	80,523

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2015年10月31日終了年度
（ユーロで表示）

	注記	（ユーロ）	（千円）
期首現在純資産		28,190,402	3,498,711
純投資利益		485,457	60,250
当期実現純利益		998,535	123,928
当期末実現純損失		(835,186)	(103,655)
運用の結果による純資産の純増加		648,806	80,523
受益証券の発行手取金		1,958,606	243,083
受益証券の買戻支払金		(5,734,598)	(711,721)
		(3,775,992)	(468,638)
受益者への支払分配金	7	(683,847)	(84,872)
期末現在純資産		24,379,369	3,025,723

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表

2015年10月31日終了年度

（無監査）

期首現在発行済受益証券数	2,574,188
発行受益証券数	177,970
買戻受益証券数	(518,945)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,233,213</u>

統計情報

2015年10月31日現在

（無監査）

（ユーロで表示）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産	<u>24,379,369</u>	<u>28,190,402</u>	<u>30,464,992</u>
期末現在 1 口当り純資産価格	10.92	10.95	10.36

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注１－ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたアクサ・ユーロ・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設立されており、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改訂）（「2010年法」）のパート Ⅱの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの投資目的は、中長期的投資により、安定したインカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。ファンドはその目的を達成するため、管理会社の取締役会において決定された投資方針とガイドラインに基づき、投資顧問会社またはその関係会社が、高いリターンを上げる可能性があり、リスクを軽減するための分散効果を提供し、投資目的達成に資すると判断する、ユーロ建ての公社債に主に投資する。

ファンドの存続期間は、当初2012年10月31日までで設定されたが、2017年10月31日までに延長されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の満了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

注２－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数カ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記 a) および / または b) に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿をユーロで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートでユーロに換算されている。

ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2015年10月31日現在の為替レート：1ユーロ = 1.09820米ドル

収益の認識

受取利息は、発生主義により日々計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように各評価日に値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書に、未実現利益は資産として、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注 3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率で、その投資運用・顧問業務に関する報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

5 億ユーロまでの部分	0.400%
5 億ユーロ超10億ユーロまでの部分	0.375%
10億ユーロ超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資運用・顧問報酬から、両社が随時合意する報酬を支払う。

注 4 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率の代行協会員報酬を、ファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

5 億ユーロまでの部分	0.300%
5 億ユーロ超10億ユーロまでの部分	0.325%
10億ユーロ超の部分	0.350%

注 5 - 管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する（年間最低額10,000ユーロ）。

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する（年間最低額20,000ユーロ）。

保管受託銀行および管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担する。

注 6 - 未払費用

	(ユーロ)
投資顧問報酬	24,571
代行協会員報酬	18,419
管理事務代行報酬	3,070
保管報酬	5,000
管理報酬	1,228
法務報酬	10,940
海外登録費用	24,157
現金支出費	1,227
専門家報酬	12,635
年次税	4,113
未払費用	<u>105,360</u>

注 7 - 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配もしくはそれ以外の追加的な分配を実施することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日現在の受益者に対して分配を行う予定である。15日がファンドの評価日でない場合、分配は直前の評価日に行われる。

分配の結果、ファンドの純資産額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託に関する純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2015年10月31日に終了した年度に、ファンドは総額683,847ユーロの分配金を支払った。

注 8 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注 9 - 先物契約

2015年10月31日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	時価 (ユーロ)	未実現（損失） (ユーロ)
ショート・ポジション					
ユーロ	(6)	FUT EURO BOBL 5年 6%	2015年12月	(776,520)	(4,560)
ユーロ	(7)	FUT EURO BUND 10年 6%	2015年12月	(1,099,700)	(4,280)
ユーロ	(8)	FUT EURO SCHATZ 2年 6%	2015年12月	(891,920)	(80)
				<u>(2,768,140)</u>	<u>(8,920)</u>
					<u>(8,920)</u>

注10 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載のように、2015年10月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

投資有価証券に係る実現利益	1,160,937
投資有価証券に係る実現損失	(165,842)
投資有価証券に係る実現純利益	<u>995,095</u>
投資有価証券に係る未実現純利益の変動	188,604
投資有価証券に係る未実現純損失の変動	(1,014,870)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>(826,266)</u>

注11 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2015年10月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

【投資有価証券明細表等】

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

(ユーロ (EUR) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
固定利付債					
EUR	140,000	COMMONWEALTH BK AUST 3% 3/05/22	138,907	160,566	0.66
EUR	100,000	AUSTRAL PACIFIC AI 3.125% 26/9/23	99,056	112,090	0.46
EUR	100,000	SYDNEY AIRPORT 2.75% 23/04/24	99,845	105,470	0.43
EUR	100,000	WESTPAC BANK CORP 0.75% 22/07/21	99,749	100,710	0.41
			437,557	478,836	1.96
		オーストラリア合計	437,557	478,836	1.96
オーストリア					
国債					
EUR	100,000	REP OF AUSTRIA 1.75% 20/10/23	107,142	110,001	0.45
			107,142	110,001	0.45
固定利付債					
EUR	100,000	ERSTE GROUP BANK 1.875% 13/05/19	102,300	103,720	0.43
EUR	100,000	UNICREDIT AUSTRIA 2.625% 30/1/18	103,784	103,470	0.42
			206,084	207,190	0.85
		オーストリア合計	313,226	317,191	1.30
ベルギー					
国債					
EUR	450,000	KINGDOM OF BELGIUM 4% 28/03/32	527,089	622,083	2.55
EUR	200,000	BELGIUM KINGDOM 2.6% 22/06/24	242,678	232,912	0.96
			769,767	854,995	3.51
固定利付債					
EUR	100,000	BELFIUS BANK SA 2.25% 26/09/18	99,804	104,446	0.43
			99,804	104,446	0.43
		ベルギー合計	869,571	959,441	3.94
ブラジル					
固定利付債					
EUR	100,000	VOTORANTIM CIMENTOS 3.25% 25/4/21	98,672	80,872	0.33
			98,672	80,872	0.33
		ブラジル合計	98,672	80,872	0.33

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
デンマーク					
固定利付債					
EUR	100,000	TDC AS 3.75% 02/03/22	101,160	110,910	0.45
			101,160	110,910	0.45
		デンマーク合計	101,160	110,910	0.45
フランス					
変動利付債					
EUR	200,000	AXA SA FRN 16/04/40	160,000	222,160	0.91
			160,000	222,160	0.91
国債					
EUR	400,000	FRANCE OAT 4.5% 25/04/41	559,255	633,926	2.61
EUR	550,000	FRANCE OAT 0.25% 25/07/24	603,031	600,121	2.46
EUR	350,000	FRANCE OAT 2.5% 25/05/30	401,118	405,762	1.66
EUR	250,000	FRANCE OAT 3.5% 25/04/26	302,540	315,010	1.29
EUR	100,000	FRANCE OAT 5.75% 25/10/32	179,878	165,913	0.68
EUR	100,000	FRANCE OAT 4.25% 25/10/23	123,513	129,250	0.53
			2,169,335	2,249,982	9.23
固定利付債					
EUR	200,000	CIE FIN FONCIER 2.375% 21/11/22	201,000	225,279	0.92
EUR	200,000	BANQ FED CRED MUTUEL 4% 22/10/20	174,709	224,620	0.92
EUR	150,000	CREDIT AGRICOLE 5.971% 1/02/18	171,017	167,535	0.69
EUR	140,000	BNP PARIBAS 2.875% 24/10/22	140,922	154,714	0.63
EUR	100,000	SNCF RESEAU 3.3% 18/12/42	118,208	128,610	0.53
EUR	100,000	ELEC DE FRANCE 4.125% 25/03/27	99,375	123,080	0.50
EUR	100,000	BPCE SA 4.625% 18/07/23	112,700	113,950	0.47
EUR	100,000	GECINA 4.75% 11/04/19	113,385	112,382	0.46
EUR	100,000	CASINO GUICHARD PER 3.994% 9/3/20	114,139	111,110	0.46
EUR	100,000	BNP PARIBAS 5.431% 07/09/17	112,959	108,950	0.45
EUR	100,000	SANOFI 1.875% 04/09/20	106,555	106,430	0.44
EUR	100,000	AUTOROUTES PARIS 5% 12/01/17	110,644	105,580	0.43
EUR	100,000	AGENCE FRANC DEV 1.375% 17/09/24	106,103	104,970	0.43
EUR	100,000	GROUPE AUCHAN 1.75% 23/04/21	99,479	103,900	0.43
EUR	100,000	ICADE 2.25% 30/01/19	99,540	103,750	0.43
EUR	100,000	EDF 5% 22/01/49	101,625	102,990	0.42
EUR	100,000	AEROPORT DE PARIS 1.5% 24/07/23	99,821	102,530	0.42
EUR	100,000	WPP FINANCE SA 2.25% 22/09/26	98,575	101,090	0.41
EUR	100,000	CIE FIN FONCIER 0.375% 29/10/20	99,975	100,380	0.41
EUR	100,000	UNIBAIL RODAMCO SE 1% 14/03/25	99,672	93,980	0.39
EUR	100,000	REG ILE FRANCE 0.625% 23/04/27	93,782	92,300	0.38
EUR	100,000	EDENRED 1.375% 10/03/25	98,939	88,890	0.36
			2,573,124	2,677,020	10.98
		フランス合計	4,902,459	5,149,162	21.12

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
ドイツ					
変動利付債					
EUR	100,000	ALLIANZ SE FRN 17/10/42	102,372	117,428	0.48
			102,372	117,428	0.48
国債					
EUR	450,000	BUNDES DEUTSCH 4.25% 04/07/39	694,384	734,850	3.02
			694,384	734,850	3.02
固定利付債					
EUR	100,000	METRO AG 3.375% 01/03/19	107,500	108,350	0.44
			107,500	108,350	0.44
ドイツ合計			904,256	960,628	3.94
アイルランド					
変動利付債					
EUR	100,000	CLOVERIE PLC FRN 01/09/42	99,129	125,740	0.52
			99,129	125,740	0.52
国債					
EUR	250,000	IRISH GVT 3.4% 18/03/24	284,034	299,025	1.22
EUR	100,000	IRISH GVT 2.4% 15/05/30	104,051	110,034	0.45
EUR	107,983	IRISH TREASURY 2% 18/02/45	105,879	105,107	0.43
			493,964	514,166	2.10
固定利付債					
EUR	100,000	BK IRELAND MTG 3.625% 02/10/20	115,386	114,880	0.47
EUR	100,000	AIB MORTGAGE 0.625% 03/02/22	99,164	99,120	0.41
			214,550	214,000	0.88
アイルランド合計			807,643	853,906	3.50
イタリア					
国債					
EUR	800,000	BTPS 4.5% 01/02/20	921,223	936,561	3.85
EUR	450,000	BTPS 4.75% 01/08/23	411,839	566,646	2.32
EUR	400,000	BTPS 4.75% 01/09/21	461,725	489,440	2.01
EUR	450,000	BTPS 1.7% 15/09/18	480,088	481,305	1.97
EUR	450,000	BTPS 1.35% 15/04/22	440,997	460,086	1.89
EUR	250,000	BTPS 5% 01/08/34	240,196	356,125	1.46
EUR	250,000	BTPS 5.25% 01/11/29	333,675	351,500	1.44
EUR	200,000	BTPS 5% 01/09/40	288,102	292,336	1.20
EUR	150,000	BTPS 5.5% 01/09/22	185,069	193,921	0.80
EUR	150,000	BTPS 4.5% 01/03/24	189,015	187,665	0.77
EUR	150,000	BTPS 4.5% 01/08/18	165,678	167,910	0.69
			4,117,607	4,483,495	18.40

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
イタリア（続き）					
固定利付債					
EUR	200,000	ENI SPA 4.875% 11/10/17	217,641	217,499	0.89
EUR	191,000	CASSA DEPOSITI PRES 1% 26/01/18	192,159	193,235	0.79
EUR	128,000	UNIONE DI BANCHE 1.25% 07/02/25	126,748	128,141	0.53
EUR	110,000	UNICREDIT SPA 1.5% 19/06/19	112,200	112,167	0.46
EUR	100,000	CAS DEPOSITI E PRES 2.75% 31/5/21	104,866	108,770	0.45
EUR	107,000	CREDITO EMILIANO 0.875% 05/11/21	106,481	108,220	0.44
EUR	100,000	ASSICURAZIONI GEN 2.875% 14/1/20	99,604	107,750	0.44
EUR	100,000	INTESA SANPAOLO SP 3% 28/01/19	108,200	106,850	0.44
EUR	100,000	UNICREDIT SPA 4.875% 07/03/17	99,485	105,850	0.43
			1,167,384	1,188,482	4.87
イタリア合計			5,284,991	5,671,977	23.27
オランダ					
変動利付債					
EUR	200,000	ASR NEDERLAND FRN 30/09/49	198,112	195,900	0.80
EUR	100,000	AEGON NV FRN 25/04/44	99,418	99,850	0.41
EUR	100,000	VOLKSWAGEN INTL FRN 24/03/49	104,000	92,246	0.38
			401,530	387,996	1.59
国債					
EUR	230,000	NETHERLANDS GVT 1.75% 15/07/23	234,941	253,759	1.04
			234,941	253,759	1.04
固定利付債					
EUR	175,000	ABN AMRO BANK 6.375% 27/04/21	176,644	211,680	0.87
EUR	92,000	ENEL FINANCE INTL 3.625% 17/04/18	96,203	99,102	0.41
EUR	62,000	HEINEKEN NV 3.5% 19/03/24	61,731	71,511	0.29
			334,578	382,293	1.57
オランダ合計			971,049	1,024,048	4.20
ノルウェー					
固定利付債					
EUR	100,000	DNB BOLICKREDIT 2.75% 21/03/22	105,096	113,350	0.46
			105,096	113,350	0.46
ノルウェー合計			105,096	113,350	0.46
ポルトガル					
国債					
EUR	630,000	OBRIGACOES TESOURO 4.8% 15/06/20	734,319	729,571	3.00
EUR	400,000	OBRIGACOES TESOURO 2.875% 15/10/25	415,520	412,965	1.69
			1,149,839	1,142,536	4.69
固定利付債					
EUR	200,000	BANCO SANTANDER 0.875% 27/10/20	199,980	200,220	0.82
			199,980	200,220	0.82
ポルトガル合計			1,349,819	1,342,756	5.51

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
スペイン					
国債					
EUR	700,000	SPANISH GVT 2.75% 31/10/24	775,074	769,573	3.15
EUR	600,000	SPANISH GVT 5.5% 30/04/21	693,465	750,347	3.08
EUR	450,000	SPANISH GVT 4.6% 30/07/19	521,780	521,100	2.14
EUR	300,000	SPANISH GVT 6% 31/01/29	342,994	436,761	1.79
EUR	200,000	SPANISH GVT 4.85% 31/10/20	238,820	240,743	0.99
EUR	170,000	SPANISH GVT 5.4% 31/1/23	187,753	218,889	0.90
EUR	150,000	SPANISH GVT 3.75% 31/10/18	159,794	165,930	0.68
EUR	50,000	SPANISH GVT 4.9% 30/07/40	75,152	70,330	0.29
			2,994,832	3,173,673	13.02
固定利付債					
EUR	300,000	BANCO SANTANDER 1.125% 27/11/24	296,802	299,071	1.22
EUR	200,000	FADE 5.9% 17/03/21	246,738	250,417	1.03
EUR	200,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG 4% 25/2/25	252,980	250,120	1.03
EUR	200,000	BANCO POP ESPANOL 3.75% 22/01/19	198,904	221,380	0.91
EUR	150,000	INSTITUT CREDITO 4.875% 30/07/17	153,026	162,180	0.67
EUR	100,000	INSTITUT CREDITO 6% 08/03/21	123,500	126,370	0.52
EUR	100,000	GAS NATURAL CAP 6.375% 09/7/19	124,280	120,430	0.49
EUR	100,000	BANCO BILBAO VIZCAYA 3.5% 24/01/21	116,172	115,452	0.47
EUR	100,000	TELEFONICA EMI 4.693% 11/11/19	116,547	114,440	0.47
EUR	100,000	SANTANDER INTL 4.125% 4/10/17	109,860	107,000	0.44
EUR	100,000	SANTANDER CONSUMER FIN 1.1% 30/7/18	99,994	101,011	0.41
			1,838,803	1,867,871	7.66
		スペイン合計	4,833,635	5,041,544	20.68
スイス					
固定利付債					
EUR	100,000	AQUARIUS & INV ZUR 4.25% 02/10/43	98,956	109,550	0.45
			98,956	109,550	0.45
		スイス合計	98,956	109,550	0.45
イギリス					
固定利付債					
EUR	100,000	BARCLAYS BANK PLC 6.625% 30/3/22	124,414	126,295	0.52
EUR	100,000	BARCLAYS BANK PLC 6% 14/01/21	113,395	119,775	0.49
EUR	100,000	PROLOGIS LP 3% 18/01/22	99,180	106,660	0.44
EUR	100,000	NATIONWIDE BLDG 4.125% 20/3/23	107,852	106,200	0.44
EUR	100,000	RBS 1.5% 28/11/16	99,983	100,970	0.41
			544,824	559,900	2.30
		イギリス合計	544,824	559,900	2.30

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国					
固定利付債					
EUR	134,000	PRICELINE GP 2.375% 23/09/24	132,744	135,232	0.56
EUR	100,000	CITIGROUP INC 7.375% 04/09/19	128,657	125,500	0.51
EUR	100,000	PEMEX PROJ FDG MAS 5.5% 24/02/25	116,570	109,900	0.45
EUR	100,000	THERMO FISHER SCIENT 2.15% 21/07/22	99,788	103,690	0.43
EUR	100,000	BANK OF AMERICA 1.375% 10/09/21	99,412	100,553	0.41
EUR	100,000	MONDELEZ INTL 1% 07/03/22	99,785	97,960	0.40
EUR	100,000	COCA COLA CO 0.75% 09/03/23	99,776	97,460	0.40
			776,732	770,295	3.16
		アメリカ合衆国合計	776,732	770,295	3.16
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計					
			22,399,646	23,544,366	96.57
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
イギリス					
固定利付債					
EUR	150,000	IMP TABACCO FIN 4.5% 05/07/18	168,150	165,999	0.68
			168,150	165,999	0.68
		イギリス合計	168,150	165,999	0.68
アメリカ合衆国					
固定利付債					
EUR	100,000	MORGAN STANLEY 3.75% 21/09/17	108,625	106,384	0.44
			108,625	106,384	0.44
		アメリカ合衆国合計	108,625	106,384	0.44
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計					
			276,775	272,383	1.12

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
最近発行された譲渡性のある証券					
イタリア					
固定利付債					
EUR	100,000	BANCA MONTE PASCHI 1.25% 20/01/22	99,244	99,550	0.41
EUR	100,000	INTESA SANPAOLO 1.125% 04/03/22	99,639	97,490	0.40
			198,883	197,040	0.81
		イタリア合計	198,883	197,040	0.81
		最近発行された譲渡性のある証券合計	198,883	197,040	0.81
投資有価証券合計			22,875,304	24,013,789	98.50

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2015年10月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	1.07
資本財・サービス	0.89
	1.96
オーストリア	
金融	0.85
中央、州、地方政府	0.45
	1.30
ベルギー	
中央、州、地方政府	3.51
金融	0.43
	3.94
ブラジル	
素材	0.33
	0.33
デンマーク	
電気通信サービス	0.45
	0.45
フランス	
中央、州、地方政府	9.61
金融	7.47
一般消費財・サービス	1.30
公益事業	0.92
資本財・サービス	0.85
非営利団体	0.53
ヘルスケア	0.44
	21.12
ドイツ	
中央、州、地方政府	3.02
金融	0.48
一般消費財・サービス	0.44
	3.94
アイルランド	
中央、州、地方政府	2.10
金融	1.40
	3.50
イタリア	
中央、州、地方政府	18.40
金融	4.79
エネルギー	0.89
	24.08

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オランダ	
金融	2.87
中央、州、地方政府	1.04
生活必需品	0.29
	<u>4.20</u>
ノルウェー	
金融	0.46
	<u>0.46</u>
ポルトガル	
中央、州、地方政府	4.69
金融	0.82
	<u>5.51</u>
スペイン	
中央、州、地方政府	13.02
金融	7.19
電気通信サービス	0.47
	<u>20.68</u>
スイス	
金融	0.45
	<u>0.45</u>
イギリス	
金融	2.98
	<u>2.98</u>
アメリカ合衆国	
金融	1.81
情報技術	0.99
生活必需品	0.80
	<u>3.60</u>
投資合計	<u><u>98.50</u></u>

[次へ](#)

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Net Assets
as at October 31, 2015
(expressed in EURO)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: EUR 22,875,304)	2	24,013,789
Cash at banks		114,511
Margin receivable on future contracts		91,614
Accrued income		318,525
Due from brokers		167,717
Total Assets		24,706,156
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	9	8,920
Payable for repurchases		9,308
Payable to brokers		203,199
Accrued expenses	6	105,360
Total Liabilities		326,787
NET ASSETS		24,379,369
Number of Units Outstanding		2,233,213
Net Asset Value per Unit		10.92

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Operations
for the year ended October 31, 2015
(expressed in EURO)

Notes

INCOME		
Interest on bonds		816,804
Total Income		<u>816,804</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	3	105,288
Agent Company fees	4	78,921
Administrator fees	5	13,728
Depositary fees	5	20,671
Interest paid on bank overdraft		343
Correspondent bank fees		1,860
Management Company fees	3	5,263
Legal fees		13,000
Overseas registration fees		45,000
Out-of-pocket expenses		5,256
Professional fees		24,340
Printing and publication fees		972
Subscription tax	8	12,897
Other expenses		3,808
Total Expenses		<u>331,347</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>485,457</u>
Net realised profit on investments	10	995,095
Net realised profit on future contracts		3,624
Net realised loss on foreign currencies		(184)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>998,535</u>
Change in net unrealised result on investments	10	(826,266)
Change in net unrealised result on future contracts		(8,920)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(835,186)</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>648,806</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended October 31, 2015
(expressed in EURO)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		28,190,402
NET INVESTMENT INCOME		485,457
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		998,535
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(835,186)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		648,806
Proceeds from subscriptions of units		1,958,606
Payments for repurchase of units		(5,734,598)
		(3,775,992)
Dividend paid to unit holders	7	(683,847)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		24,379,369

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended October 31, 2015
(Unaudited)

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,574,188
Number of units issued	177,970
Number of units repurchased	<u>(518,945)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u><u>2,233,213</u></u>

Statistical Information
as at October 31, 2015
(Unaudited)
(expressed in EURO)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year	24,379,369	28,190,402	30,464,992
Net Asset Value per unit at the end of the year	10.92	10.95	10.36

AXA EURO BOND INCOME

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2015

Note 1 - The Fund

AXA EURO BOND INCOME (hereinafter referred to as the "Fund") organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg, and having its registered office at Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the "2013 Law").

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund's investment objective is to generate return consisting of capital appreciation and stable income in the medium to long term investment. The Fund will seek to achieve its objective, in accordance with the policies and guidelines established by the Board of Directors of the Management Company, by investing primarily in Euro-denominated fixed income securities that are considered by the Investment Manager or its advisory affiliates to have the potential to provide a high return and diversification to reduce overall risks or otherwise to meet the Fund's investment objective.

The Fund was initially established for a period expiring on October 31, 2012. The duration of the Fund has however been extended to expire on October 31, 2017. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in EURO ("EUR") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at applicable exchange rates at the year-end.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at October 31, 2015: 1 EUR = 1.09820 USD

INCOME RECOGNITION

Interest income is accrued on a daily basis.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a management fee payable out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.02% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For the portion up to 0.5 billion Euro	0.400%
For the portion over 0.5 billion Euro up to 1.0 billion Euro	0.375%
For the portion over 1.0 billion Euro	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Adviser, a fee, out of his management and advisory fees, as from time to time agreed between themselves.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For the portion up to 0.5 billion Euro	0.300%
For the portion over 0.5 billion Euro up to 1.0 billion Euro	0.325%
For the portion over 1.0 billion Euro	0.350%

Note 5 - Administrator and Depositary fees

The Administrator is entitled to a fee payable out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of EUR 10,000 per annum.

The Depositary is entitled to a fee payable out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of EUR 20,000 per annum.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and the Administrator, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 6 - Accrued expenses

	EUR
Investment Manager fees	24,571
Agent Company fees	18,419
Administrator fees	3,070
Depositary fees	5,000
Management Company fees	1,228
Legal fees	10,940
Overseas registration fees	24,157
Out-of-pocket expenses	1,227
Professional fees	12,635
Subscription tax	4,113
Accrued expenses	<u>105,360</u>

Note 7 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the investment income and realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders as of the 15th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distributions will be made on the immediate preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the net assets of the Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended October 31, 2015, the Fund distributed a total amount of EUR 683,847.

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Future contracts

As at October 31, 2015, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in EUR	Unrealised (Loss) in EUR
Short Positions					
EUR	(6)	FUT EURO BOBL 5YR 6%	Dec 2015	(776,520)	(4,560)
EUR	(7)	FUT EURO BUND 10YR 6%	Dec 2015	(1,099,700)	(4,280)
EUR	(8)	FUT EURO SCHATZ 2YR 6%	Dec 2015	(891,920)	(80)
				<u>(2,768,140)</u>	<u>(8,920)</u>
					<u><u>(8,920)</u></u>

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended October 31, 2015, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

Realised profit on investments	1,160,937
Realised loss on investments	<u>(165,842)</u>
Net realised profit on investments	<u><u>995,095</u></u>
Change in net unrealised profit on investments	188,604
Change in net unrealised loss on investments	<u>(1,014,870)</u>
Change in net unrealised result on investments	<u><u>(826,266)</u></u>

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended October 31, 2015, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Investments
as at October 31, 2015
(expressed in EURO)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
AUSTRALIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	140,000	COMMONWEALTH BK AUST 3% 3/05/22	138,907	160,566	0.66
EUR	100,000	AUSTRAL PACIFIC AI 3.125% 26/9/23	99,056	112,090	0.46
EUR	100,000	SYDNEY AIRPORT 2.75% 23/04/24	99,845	105,470	0.43
EUR	100,000	WESTPAC BANK CORP 0.75% 22/07/21	99,749	100,710	0.41
			437,557	478,836	1.96
		Total AUSTRALIA	437,557	478,836	1.96
AUSTRIA					
GOVERNMENT BOND					
EUR	100,000	REP OF AUSTRIA 1.75% 20/10/23	107,142	110,001	0.45
			107,142	110,001	0.45
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	ERSTE GROUP BANK 1.875% 13/05/19	102,300	103,720	0.43
EUR	100,000	UNICREDIT AUSTRIA 2.625% 30/1/18	103,784	103,470	0.42
			206,084	207,190	0.85
		Total AUSTRIA	313,226	317,191	1.30
BELGIUM					
GOVERNMENT BOND					
EUR	450,000	KINGDOM OF BELGIUM 4% 28/03/32	527,089	622,083	2.55
EUR	200,000	BELGIUM KINGDOM 2.6% 22/06/24	242,678	232,912	0.96
			769,767	854,995	3.51
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	BELFIUS BANK SA 2.25% 26/09/18	99,804	104,446	0.43
			99,804	104,446	0.43
		Total BELGIUM	869,571	959,441	3.94
BRAZIL					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	VOTORANTIM CIMENTOS 3.25% 25/4/21	98,672	80,872	0.33
			98,672	80,872	0.33
		Total BRAZIL	98,672	80,872	0.33

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
DENMARK					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	TDC AS 3.75% 02/03/22	101,160	110,910	0.45
			101,160	110,910	0.45
		Total DENMARK	101,160	110,910	0.45
FRANCE					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	AXA SA FRN 16/04/40	160,000	222,160	0.91
			160,000	222,160	0.91
GOVERNMENT BOND					
EUR	400,000	FRANCE OAT 4.5% 25/04/41	559,255	633,926	2.61
EUR	550,000	FRANCE OAT 0.25% 25/07/24	603,031	600,121	2.46
EUR	350,000	FRANCE OAT 2.5% 25/05/30	401,118	405,762	1.66
EUR	250,000	FRANCE OAT 3.5% 25/04/26	302,540	315,010	1.29
EUR	100,000	FRANCE OAT 5.75% 25/10/32	179,878	165,913	0.68
EUR	100,000	FRANCE OAT 4.25% 25/10/23	123,513	129,250	0.53
			2,169,335	2,249,982	9.23
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	CIE FIN FONCIER 2.375% 21/11/22	201,000	225,279	0.92
EUR	200,000	BANQ FED CRED MUTUEL 4% 22/10/20	174,709	224,620	0.92
EUR	150,000	CREDIT AGRICOLE 5.971% 1/02/18	171,017	167,535	0.69
EUR	140,000	BNP PARIBAS 2.875% 24/10/22	140,922	154,714	0.63
EUR	100,000	SNCF RESEAU 3.3% 18/12/42	118,208	128,610	0.53
EUR	100,000	ELEC DE FRANCE 4.125% 25/03/27	99,375	123,080	0.50
EUR	100,000	BPCE SA 4.625% 18/07/23	112,700	113,950	0.47
EUR	100,000	GE CINA 4.75% 11/04/19	113,385	112,382	0.46
EUR	100,000	CASINO GUICHARD PER 3.994% 9/3/20	114,139	111,110	0.46
EUR	100,000	BNP PARIBAS 5.431% 07/09/17	112,959	108,950	0.45
EUR	100,000	SANOFI 1.875% 04/09/20	106,555	106,430	0.44
EUR	100,000	AUTOROUTES PARIS 5% 12/01/17	110,644	105,580	0.43
EUR	100,000	AGENCE FRANC DEV 1.375% 17/09/24	106,103	104,970	0.43
EUR	100,000	GROUPE AUCHAN 1.75% 23/04/21	99,479	103,900	0.43
EUR	100,000	ICADE 2.25% 30/01/19	99,540	103,750	0.43
EUR	100,000	EDF 5% 22/01/49	101,625	102,990	0.42
EUR	100,000	AEROPORT DE PARIS 1.5% 24/07/23	99,821	102,530	0.42
EUR	100,000	WPP FINANCE SA 2.25% 22/09/26	98,575	101,090	0.41
EUR	100,000	CIE FIN FONCIER 0.375% 29/10/20	99,975	100,380	0.41
EUR	100,000	UNIBAIL RODAMCO SE 1% 14/03/25	99,672	93,980	0.39
EUR	100,000	REG ILE FRANCE 0.625% 23/04/27	93,782	92,300	0.38
EUR	100,000	EDENRED 1.375% 10/03/25	98,939	88,890	0.36
			2,573,124	2,677,020	10.98
		Total FRANCE	4,902,459	5,149,162	21.12

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
GERMANY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	ALLIANZ SE FRN 17/10/42	102,372	117,428	0.48
			102,372	117,428	0.48
GOVERNMENT BOND					
EUR	450,000	BUNDES DEUTSCH 4.25% 04/07/39	694,384	734,850	3.02
			694,384	734,850	3.02
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	METRO AG 3.375% 01/03/19	107,500	108,350	0.44
			107,500	108,350	0.44
		Total GERMANY	904,256	960,628	3.94
IRELAND					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	CLOVERIE PLC FRN 01/09/42	99,129	125,740	0.52
			99,129	125,740	0.52
GOVERNMENT BOND					
EUR	250,000	IRISH GVT 3.4% 18/03/24	284,034	299,025	1.22
EUR	100,000	IRISH GVT 2.4% 15/05/30	104,051	110,034	0.45
EUR	107,983	IRISH TREASURY 2% 18/02/45	105,879	105,107	0.43
			493,964	514,166	2.10
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	BK IRELAND MTG 3.625% 02/10/20	115,386	114,880	0.47
EUR	100,000	AIB MORTGAGE 0.625% 03/02/22	99,164	99,120	0.41
			214,550	214,000	0.88
		Total IRELAND	807,643	853,906	3.50
ITALY					
GOVERNMENT BOND					
EUR	800,000	BTPS 4.5% 01/02/20	921,223	936,561	3.85
EUR	450,000	BTPS 4.75% 01/08/23	411,839	566,646	2.32
EUR	400,000	BTPS 4.75% 01/09/21	461,725	489,440	2.01
EUR	450,000	BTPS 1.7% 15/09/18	480,088	481,305	1.97
EUR	450,000	BTPS 1.35% 15/04/22	440,997	460,086	1.89
EUR	250,000	BTPS 5% 01/08/34	240,196	356,125	1.46
EUR	250,000	BTPS 5.25% 01/11/29	333,675	351,500	1.44
EUR	200,000	BTPS 5% 01/09/40	288,102	292,336	1.20
EUR	150,000	BTPS 5.5% 01/09/22	185,069	193,921	0.80
EUR	150,000	BTPS 4.5% 01/03/24	189,015	187,665	0.77
EUR	150,000	BTPS 4.5% 01/08/18	165,678	167,910	0.69
			4,117,607	4,483,495	18.40

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
ITALY (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	ENI SPA 4.875% 11/10/17	217,641	217,499	0.89
EUR	191,000	CASSA DEPOSITI PRES 1% 26/01/18	192,159	193,235	0.79
EUR	128,000	UNIONE DI BANCHE 1.25% 07/02/25	126,748	128,141	0.53
EUR	110,000	UNICREDIT SPA 1.5% 19/06/19	112,200	112,167	0.46
EUR	100,000	CAS DEPOSITI E PRES 2.75% 31/5/21	104,866	108,770	0.45
EUR	107,000	CREDITO EMILIANO 0.875% 05/11/21	106,481	108,220	0.44
EUR	100,000	ASSICURAZIONI GEN 2.875% 14/1/20	99,604	107,750	0.44
EUR	100,000	INTESA SANPAOLO SP 3% 28/01/19	108,200	106,850	0.44
EUR	100,000	UNICREDIT SPA 4.875% 07/03/17	99,485	105,850	0.43
			1,167,384	1,188,482	4.87
	Total ITALY		5,284,991	5,671,977	23.27
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	ASR NEDERLAND FRN 30/09/49	198,112	195,900	0.80
EUR	100,000	AEGON NV FRN 25/04/44	99,418	99,850	0.41
EUR	100,000	VOLKSWAGEN INTL FRN 24/03/49	104,000	92,246	0.38
			401,530	387,996	1.59
GOVERNMENT BOND					
EUR	230,000	NETHERLANDS GVT 1.75% 15/07/23	234,941	253,759	1.04
			234,941	253,759	1.04
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	175,000	ABN AMRO BANK 6.375% 27/04/21	176,644	211,680	0.87
EUR	92,000	ENEL FINANCE INTL 3.625% 17/04/18	96,203	99,102	0.41
EUR	62,000	HEINEKEN NV 3.5% 19/03/24	61,731	71,511	0.29
			334,578	382,293	1.57
	Total NETHERLANDS		971,049	1,024,048	4.20
NORWAY					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	DNB BOLICKREDIT 2.75% 21/03/22	105,096	113,350	0.46
			105,096	113,350	0.46
	Total NORWAY		105,096	113,350	0.46
PORTUGAL					
GOVERNMENT BOND					
EUR	630,000	OBRIGACOES TESOURO 4.8% 15/06/20	734,319	729,571	3.00
EUR	400,000	OBRIGACOES TESOURO 2.875% 15/10/25	415,520	412,965	1.69
			1,149,839	1,142,536	4.69

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
PORTUGAL (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	BANCO SANTANDER 0.875% 27/10/20	199,980	200,220	0.82
			199,980	200,220	0.82
		Total PORTUGAL	1,349,819	1,342,756	5.51
SPAIN					
GOVERNMENT BOND					
EUR	700,000	SPANISH GVT 2.75% 31/10/24	775,074	769,573	3.15
EUR	600,000	SPANISH GVT 5.5% 30/04/21	693,465	750,347	3.08
EUR	450,000	SPANISH GVT 4.6% 30/07/19	521,780	521,100	2.14
EUR	300,000	SPANISH GVT 6% 31/01/29	342,994	436,761	1.79
EUR	200,000	SPANISH GVT 4.85% 31/10/20	238,820	240,743	0.99
EUR	170,000	SPANISH GVT 5.4% 31/1/23	187,753	218,889	0.90
EUR	150,000	SPANISH GVT 3.75% 31/10/18	159,794	165,930	0.68
EUR	50,000	SPANISH GVT 4.9% 30/07/40	75,152	70,330	0.29
			2,994,832	3,173,673	13.02
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	300,000	BANCO SANTANDER 1.125% 27/11/24	296,802	299,071	1.22
EUR	200,000	FADE 5.9% 17/03/21	246,738	250,417	1.03
EUR	200,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG 4% 25/2/25	252,980	250,120	1.03
EUR	200,000	BANCO POP ESPANOL 3.75% 22/01/19	198,904	221,380	0.91
EUR	150,000	INSTITUT CREDITO 4.875% 30/07/17	153,026	162,180	0.67
EUR	100,000	INSTITUT CREDITO 6% 08/03/21	123,500	126,370	0.52
EUR	100,000	GAS NATURAL CAP 6.375% 09/7/19	124,280	120,430	0.49
EUR	100,000	BANCO BILBAO VIZCAYA 3.5% 24/01/21	116,172	115,452	0.47
EUR	100,000	TELEFONICA EMI 4.693% 11/11/19	116,547	114,440	0.47
EUR	100,000	SANTANDER INTL 4.125% 4/10/17	109,860	107,000	0.44
EUR	100,000	SANTANDER CONSUMER FIN 1.1% 30/7/18	99,994	101,011	0.41
			1,838,803	1,867,871	7.66
		Total SPAIN	4,833,635	5,041,544	20.68
SWITZERLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	AQUARIUS & INV ZUR 4.25% 02/10/43	98,956	109,550	0.45
			98,956	109,550	0.45
		Total SWITZERLAND	98,956	109,550	0.45

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	BARCLAYS BANK PLC 6.625% 30/3/22	124,414	126,295	0.52
EUR	100,000	BARCLAYS BANK PLC 6% 14/01/21	113,395	119,775	0.49
EUR	100,000	PROLOGIS LP 3% 18/01/22	99,180	106,660	0.44
EUR	100,000	NATIONWIDE BLDG 4.125% 20/3/23	107,852	106,200	0.44
EUR	100,000	RBS 1.5% 28/11/16	99,983	100,970	0.41
			544,824	559,900	2.30
		Total UNITED KINGDOM	544,824	559,900	2.30
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	134,000	PRICELINE GP 2.375% 23/09/24	132,744	135,232	0.56
EUR	100,000	CITIGROUP INC 7.375% 04/09/19	128,657	125,500	0.51
EUR	100,000	PEMEX PROJ FDG MAS 5.5% 24/02/25	116,570	109,900	0.45
EUR	100,000	THERMO FISHER SCIENT 2.15% 21/07/22	99,788	103,690	0.43
EUR	100,000	BANK OF AMERICA 1.375% 10/09/21	99,412	100,553	0.41
EUR	100,000	MONDELEZ INTL 1% 07/03/22	99,785	97,960	0.40
EUR	100,000	COCA COLA CO 0.75% 09/03/23	99,776	97,460	0.40
			776,732	770,295	3.16
		Total UNITED STATES OF AMERICA	776,732	770,295	3.16
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	22,399,646	23,544,366	96.57
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
UNITED KINGDOM					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	150,000	IMP TABACCO FIN 4.5% 05/07/18	168,150	165,999	0.68
			168,150	165,999	0.68
		Total UNITED KINGDOM	168,150	165,999	0.68
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	MORGAN STANLEY 3.75% 21/09/17	108,625	106,384	0.44
			108,625	106,384	0.44
		Total UNITED STATES OF AMERICA	108,625	106,384	0.44
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	276,775	272,383	1.12

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
ITALY					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	BANCA MONTE PASCHI 1.25% 20/01/22	99,244	99,550	0.41
EUR	100,000	INTESA SANPAOLO 1.125% 04/03/22	99,639	97,490	0.40
			198,883	197,040	0.81
		Total ITALY	198,883	197,040	0.81
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	198,883	197,040	0.81
Total Investments			22,875,304	24,013,789	98.50

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AXA EURO BOND INCOME

Economic and Geographical Division of Investments
as at October 31, 2015

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	1.07
Industrials	0.89
	<u>1.96</u>
AUSTRIA	
Financials	0.85
Central, State, Local Governments	0.45
	<u>1.30</u>
BELGIUM	
Central, State, Local Governments	3.51
Financials	0.43
	<u>3.94</u>
BRAZIL	
Materials	0.33
	<u>0.33</u>
DENMARK	
Telecommunication Services	0.45
	<u>0.45</u>
FRANCE	
Central, State, Local Governments	9.61
Financials	7.47
Consumer Discretionary	1.30
Utilities	0.92
Industrials	0.85
Non Profit Org.	0.53
Health Care	0.44
	<u>21.12</u>
GERMANY	
Central, State, Local Governments	3.02
Financials	0.48
Consumer Discretionary	0.44
	<u>3.94</u>
IRELAND	
Central, State, Local Governments	2.10
Financials	1.40
	<u>3.50</u>
ITALY	
Central, State, Local Governments	18.40
Financials	4.79
Energy	0.89
	<u>24.08</u>

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
NETHERLANDS	
Financials	2.87
Central, State, Local Governments	1.04
Consumer Staples	0.29
	4.20
NORWAY	
Financials	0.46
	0.46
PORTUGAL	
Central, State, Local Governments	4.69
Financials	0.82
	5.51
SPAIN	
Central, State, Local Governments	13.02
Financials	7.19
Telecommunication Services	0.47
	20.68
SWITZERLAND	
Financials	0.45
	0.45
UNITED KINGDOM	
Financials	2.98
	2.98
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	1.81
Information Technology	0.99
Consumer Staples	0.80
	3.60
Total Investments	98.50

(2) 【2014年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム

純資産計算書

2014年10月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 25,561,209ユーロ)	2	27,525,960	3,416,247
銀行預金		272,153	33,777
先物契約に係る未収証拠金		115,938	14,389
未収収益		375,653	46,622
資産合計		28,289,704	3,511,035
負債			
未払費用	6	99,302	12,324
負債合計		99,302	12,324
純資産		28,190,402	3,498,711
発行済受益証券数		2,574,188口	
1口当り純資産価格		10.95ユーロ	1,359円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書
2014年10月31日終了年度
(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
収益			
債券利息		963,188	119,541
収益合計		963,188	119,541
費用			
投資顧問報酬	3	116,601	14,471
代行協会員報酬	4	87,401	10,847
管理事務代行報酬	5	15,355	1,906
保管報酬	5	21,018	2,609
当座借越に係る支払利息		179	22
コルレス銀行報酬		2,133	265
管理報酬	3	5,829	723
法務報酬		12,794	1,588
海外登録費用		36,016	4,470
現金支出費		5,822	723
専門家報酬		29,647	3,679
年次税	8	14,224	1,765
その他の費用		3,868	480
費用合計		350,887	43,549
純投資利益		612,301	75,993
投資有価証券実現純利益		747,241	92,740
先物契約実現純損失		(49,631)	(6,160)
外貨取引実現純損失		(184)	(23)
当期実現純利益		697,426	86,558
投資有価証券未実現純損益の変動		1,095,777	135,997
先物契約未実現純損益の変動		(7,700)	(956)
当期末実現純利益		1,088,077	135,041
運用の結果による純資産の純増加		2,397,804	297,591

添付の注記は当財務書類の一部である。

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2014年10月31日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたアクサ・ユーロ・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他のファンドの資産から分別されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設立されており、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改訂）（「2010年法」）のパート の下で適格性を有し、また2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドの投資目的は、中長期的投資により、安定したインカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。ファンドはその目的を達成するため、管理会社の取締役会において決定された投資方針とガイドラインに基づき、投資顧問会社またはその関係会社が、高いリターンを上げる可能性があり、リスクを軽減するための分散効果を提供し、投資目的達成に資すると判断する、ユーロ建ての公社債に主に投資する。

ファンドの存続期間は、当初2012年10月31日までで設定されたが、2017年10月31日までに延長されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の満了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数カ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記a) および/またはb) に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- d) 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿をユーロで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートでユーロに換算されている。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2014年10月31日現在の為替レート：1ユーロ = 1.25770米ドル

収益の認識

受取利息は、発生主義により日々計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各評価日の終了時の契約価額を反映するように各評価日に値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書に、未実現利益は資産として、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注 3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率で、その投資運用・顧問業務に関する報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

5 億ユーロまでの部分	0.400%
5 億ユーロ超10億ユーロまでの部分	0.375%
10億ユーロ超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、投資運用・顧問報酬から、両社が随時合意する報酬を支払う。

注 4 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率の代行協会員報酬を、ファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

5 億ユーロまでの部分	0.300%
5 億ユーロ超10億ユーロまでの部分	0.325%
10億ユーロ超の部分	0.350%

注 5 - 管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する（年間最低額10,000ユーロ）。

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する（年間最低額20,000ユーロ）。

保管受託銀行および管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担する。

注 6 - 未払費用

	(ユーロ)
投資顧問報酬	28,667
代行協会員報酬	21,488
管理事務代行報酬	3,581
保管報酬	5,031
管理報酬	1,433
法務報酬	3,250
海外登録費用	15,927
現金支出費	1,431
専門家報酬	17,320
年次税	1,174
未払費用	99,302

注 7 - 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから毎月の分配もしくはそれ以外の追加的な分配を実施することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができる。

管理会社は、毎月15日現在の受益者に対して分配を行う予定である。15日がファンドの評価日でない場合、分配は直前の評価日に行われる。

分配の結果、ファンドの純資産額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託に関する純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2014年10月31日に終了した年度に、ファンドは総額788,934ユーロの分配金を支払った。

注 8 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注 9 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2014年10月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

[次へ](#)

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Net Assets
as at October 31, 2014
(expressed in EURO)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: EUR 25,561,209)	2	27,525,960
Cash at banks		272,153
Margin receivable on future contracts		115,938
Accrued income		375,653
Total Assets		28,289,704
LIABILITIES		
Accrued expenses	6	99,302
Total Liabilities		99,302
NET ASSETS		28,190,402
Number of Units Outstanding		2,574,188
Net Asset Value per Unit		10.95

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AXA EURO BOND INCOME

Statement of Operations
for the year ended October 31, 2014
(expressed in EURO)

Notes

INCOME		
Interest on bonds		963,188
Total Income		<u>963,188</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	3	116,601
Agent Company fees	4	87,401
Administrator fees	5	15,355
Depositary fees	5	21,018
Interest paid on bank overdraft		179
Correspondent bank fees		2,133
Management Company fees	3	5,829
Legal fees		12,794
Overseas registration fees		36,016
Out-of-pocket expenses		5,822
Professional fees		29,647
Subscription tax	8	14,224
Other expenses		3,868
Total Expenses		<u>350,887</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>612,301</u>
Net realised profit on investments		747,241
Net realised loss on future contracts		(49,631)
Net realised loss on foreign currencies		(184)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>697,426</u>
Change in net unrealised result on investments		1,095,777
Change in net unrealised result on future contracts		(7,700)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>1,088,077</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>2,397,804</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AXA EURO BOND INCOME

Notes to the Financial Statements as at October 31, 2014

Note 1 - The Fund

AXA EURO BOND INCOME (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg, and having its registered office at Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers (the “2013 Law”).

The Fund's investment objective is to generate return consisting of capital appreciation and stable income in the medium to long term investment. The Fund will seek to achieve its objective, in accordance with the policies and guidelines established by the Board of Directors of the Management Company, by investing primarily in Euro-denominated fixed income securities that are considered by the Investment Manager or its advisory affiliates to have the potential to provide a high return and diversification to reduce overall risks or otherwise to meet the Fund's investment objective.

The Fund was initially established for a period expiring on October 31, 2012. The duration of the Fund has however been extended to expire on October 31, 2017. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in EURO ("EUR") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at October 31, 2014: 1 EUR = 1.25770 USD

INCOME RECOGNITION

Interest income is accrued on a daily basis.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a management fee payable out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.02% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For the portion up to 0.5 billion Euro	0.400%
For the portion over 0.5 billion Euro up to 1.0 billion Euro	0.375%
For the portion over 1.0 billion Euro	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Adviser, a fee, out of his management and advisory fees, as from time to time agreed between themselves.

Note 4 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For the portion up to 0.5 billion Euro	0.300%
For the portion over 0.5 billion Euro up to 1.0 billion Euro	0.325%
For the portion over 1.0 billion Euro	0.350%

Note 5 - Administrator and Depositary fees

The Administrator is entitled to a fee payable out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of EUR 10,000 per annum.

The Depositary is entitled to a fee payable out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of EUR 20,000 per annum.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and the Administrator, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 6 - Accrued expenses

	EUR
Investment Manager fees	28,667
Agent Company fees	21,488
Administrator fees	3,581
Depositary fees	5,031
Management Company fees	1,433
Legal fees	3,250
Overseas registration fees	15,927
Out-of-pocket expenses	1,431
Professional fees	17,320
Subscription tax	1,174
Accrued expenses	<u>99,302</u>

Note 7 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the investment income and realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders as of the 15th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distributions will be made on the immediate preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the net assets of the Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended October 31, 2014, the Fund distributed a total amount of EUR 788,934.

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended October 31, 2014, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年2月末日現在)

	ユーロ（ を除く ）	千円（ 、 を除く ）
・ 資産総額	23,068,708	2,863,057
・ 負債総額	94,471	11,725
・ 純資産総額（ - ）	22,974,237	2,851,333
・ 発行済口数	2,110,613口	
・ 1口当りの純資産価格（ / ）	10.89	1,352円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土、または属領の市民もしくは居住者、または、アメリカ合衆国法または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対しては発行または譲渡をしません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、2010年法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

(2) 監督官庁の概要

第一部 第1 1（6）「監督官庁の概要」の項参照。

(3) 会社の目的

目的は、投資信託の管理運営を行うことです。

(4) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(5) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(6) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締

役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問・運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の管理権限および最終的な責任に従います。（第一部 第1 2(3)「運用体制」の項参照。）

(7) 役員および従業員の状況

（2016年2月末日現在）

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田 真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティ・ジェネラル・マネジャー
中野 隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean- François Caprasse)	取締役兼 コンダクティン グ・オフィサー	-
アラン・フレデリック・クラ チェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

（注）2016年2月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款（直近では2014年2月14日に改訂済）は、ルクセンブルグの商業および法人登録所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B 37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登録所に登録しています。管理会社は、A I F M Dに従うA I F Mとして認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、A I F M Dで言うところのA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・2010年法第125 - 2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I F M Dで言うところのA I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うA I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は、投資顧問・運用業務の提供を投資顧問会社であるアクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイに委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2016年2月末日現在以下の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.5兆円です。

なおすべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。また、純資産額は、別段の記載がない限り、2016年2月末日現在の数値です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,895,146,714.81米ドル
		1	250,928,962.27ユーロ
		2	2,992,821,786.54豪ドル
		1	169,081,506.67カナダ・ドル
		1	719,578,592.72ニュージーランド・ドル
		1	73,612,022.77英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,289,234,347.21米ドル
		7	162,947,367.13ユーロ
		12	339,039,968,250円
		9	689,584,168.10豪ドル
		4	49,408,698.28カナダ・ドル
		5	246,731,936.32ニュージーランド・ドル
		3	16,530,967.12英ポンド
ケイマン	その他	17	579,438,802.87米ドル
		1	358,555,930.72南アフリカ・ランド
		1	16,225,349.17ユーロ
		26	23,981,902,254円
		6	592,123,360.52豪ドル
		3	183,676,275.77ニュージーランド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年３月31日		2014年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
未収債権					
1年以内期限到来		401,155	49,787	432,756	53,709
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、 小切手および手許現金	11	8,050,201	999,110	7,788,467	966,627
		<u>8,451,356</u>	<u>1,048,898</u>	<u>8,221,223</u>	<u>1,020,336</u>
前払金		<u>18,750</u>	<u>2,327</u>	<u>29,489</u>	<u>3,660</u>
資産合計		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>1,051,225</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>1,023,996</u></u>
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,541	375,000	46,541
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,654	37,500	4,654
その他の準備金	4	1,130,000	140,244	1,290,000	160,102
繰越（損）益	4	5,255,936	652,314	3,899,759	483,999
当期（損）益	4	<u>633,681</u>	<u>78,646</u>	<u>1,196,177</u>	<u>148,458</u>
		<u>7,432,117</u>	<u>922,400</u>	<u>6,798,436</u>	<u>843,754</u>
引当金					
納税引当金	5	<u>807,746</u>	<u>100,249</u>	<u>1,222,740</u>	<u>151,754</u>
		<u>807,746</u>	<u>100,249</u>	<u>1,222,740</u>	<u>151,754</u>
非劣後債					
未払債務					
1年以内支払期限到来	6	204,352	25,362	206,301	25,604
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,143	11,171	1,386
社会保障債務		<u>16,681</u>	<u>2,070</u>	<u>12,064</u>	<u>1,497</u>
		<u>230,243</u>	<u>28,575</u>	<u>229,536</u>	<u>28,488</u>
負債合計		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>1,051,225</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>1,023,996</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日に 終了した年度		2014年 3 月31日に 終了した年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の外部費用	10、 11	379,754	47,131	242,513	30,098
人件費					
給料・賃金	9	811,587	100,726	757,768	94,047
給料・賃金に係る社会保障費	9	71,873	8,920	67,087	8,326
その他の営業費用		25,000	3,103	10,417	1,293
利息およびその他の財務費用					
関連企業に係るもの		1,916	238	-	-
所得税	5	110,827	13,755	167,619	20,803
当期利益		633,681	78,646	1,196,177	148,458
費用合計		2,034,638	252,519	2,441,581	303,025
収益					
純売上高	1	2,025,472	251,381	2,275,971	282,471
金融固定資産からの収益	8	-	-	137,023	17,006
その他の利息およびその他の財務収益					
関連企業からの受領	7、 11	9,166	1,138	28,587	3,548
収益合計		2,034,638	252,519	2,441,581	303,025

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

比較を可能とするために、2014年3月31日現在の一部の項目名を再表示している。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注 3 - 払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注 4 - 準備金および繰越利益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	-	-	1,196,177
資産税準備金の取毀し純額	-	(305,000)	305,000
資産税準備金	-	145,000	(145,000)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8 a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2015年3月31日現在、配当不能準備金は1,130,000ユーロであり、これは2009年から2014年までの年度の資産税の5倍に相当する。

2014年6月10日に開催された年次総会により、2008年の資産税準備金（305,000ユーロ）が全額取り毀され、2014年の資産税準備金として145,000ユーロが設定された。

注 5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注 6 - 未払債務

2015年3月31日および2014年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - その他の利息およびその他の財務収益

	2015年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2014年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	-	3,047
	9,166	28,587

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2014年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	-	136,762
受取配当金	-	261
	<u>-</u>	<u>137,023</u>

注9 - スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中に、当社は6名の従業員を雇用していた。

2014年3月31日現在の従業員は6名であった。

注10 - その他の外部費用

その他の外部費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2014年3月31日に 終了した年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント料	45,224	-
海外登録費用	104,173	119,228
その他の費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）と当社は、サービス水準合意書に署名した。当該合意により当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に年額100,000ユーロ（付加価値税抜き）が比例按分で銀行によって請求され、損益計算書の「その他の外部費用」に計上されている。

注12 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在約16,039百万ユーロ（2014年：15,250百万ユーロ）である。

注13 - 受領保証状

当社は2014年4月23日に、当社が2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の第8条第3項に規定された自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日付で失効している。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		<u>8,451,356</u>	<u>8,221,223</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>29,489</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	<u>633,681</u>	<u>1,196,177</u>
		<u>7,432,117</u>	<u>6,798,436</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
		<u>807,746</u>	<u>1,222,740</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		<u>16,681</u>	<u>12,064</u>
		<u>230,243</u>	<u>229,536</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,470,106</u></u>	<u><u>8,250,712</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		<u>633,681</u>	<u>1,196,177</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>2,034,638</u></u>	<u><u>2,441,581</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>
TOTAL INCOME		<u><u>2,034,638</u></u>	<u><u>2,441,581</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “ Company ”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “ Société Anonyme ” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “ Net turnover ” .

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) Licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“ EUR ”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 - Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	<u>37,500</u>	<u>1,130,000</u>	<u>5,255,936</u>

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 - Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 - Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 - Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 - Staff

During the year ended March 31, 2015, the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 - Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 - Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年2月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
未収債権					
1年以内期限到来		348,077	43,200	417,052	51,760
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、 小切手および手許現金	10	8,513,112	1,056,562	7,664,982	951,301
		<u>8,861,189</u>	<u>1,099,762</u>	<u>8,082,034</u>	<u>1,003,061</u>
前払金		<u>6,250</u>	<u>776</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
資産合計		<u><u>8,867,439</u></u>	<u><u>1,100,538</u></u>	<u><u>8,082,034</u></u>	<u><u>1,003,061</u></u>
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,541	375,000	46,541
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,654	37,500	4,654
その他の準備金	4	965,000	119,766	1,290,000	160,102
繰越利益	4	6,054,617	751,439	5,095,936	632,457
当期利益		<u>321,763</u>	<u>39,934</u>	<u>311,425</u>	<u>38,651</u>
		<u>7,753,880</u>	<u>962,334</u>	<u>7,109,861</u>	<u>882,405</u>
引当金					
納税引当金	5	<u>894,682</u>	<u>111,039</u>	<u>788,887</u>	<u>97,909</u>
		<u>894,682</u>	<u>111,039</u>	<u>788,887</u>	<u>97,909</u>
非劣後債					
未払債務					
1年以内支払期限到来	6	186,903	23,197	159,718	19,823
税金および社会保障債務					
税金債務		9,512	1,181	9,519	1,181
社会保障債務		<u>22,462</u>	<u>2,788</u>	<u>14,049</u>	<u>1,744</u>
		<u>218,877</u>	<u>27,165</u>	<u>183,286</u>	<u>22,748</u>
負債合計		<u><u>8,867,439</u></u>	<u><u>1,100,538</u></u>	<u><u>8,082,034</u></u>	<u><u>1,003,061</u></u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	注記	2015年 9 月30日に 終了した期間		2014年 9 月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の外部費用	9、10	139,241	17,281	143,491	17,809
人件費					
給料・賃金	8	374,239	46,447	423,765	52,593
給料・賃金に係る社会保障費	8	28,810	3,576	27,536	3,417
その他の営業費用		12,500	1,551	12,500	1,551
利息およびその他の財務費用					
関連企業に係るもの	7、10	12,663	1,572	6,157	764
所得税	5	86,936	10,790	91,968	11,414
当期利益		321,763	39,934	311,425	38,651
費用合計		976,152	121,150	1,016,842	126,200
収益					
純売上高	1	976,152	121,150	1,016,842	126,200
収益合計		976,152	121,150	1,016,842	126,200

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2015年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

比較を可能とするために、2014年9月30日現在の一部の項目名を再表示している。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注 3 - 払込済資本金

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1 株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注 4 - 準備金および繰越利益

期間中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年 3 月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	-	-	633,681
資産税準備金の取毀し純額	-	(340,000)	340,000
資産税準備金	-	175,000	(175,000)
2015年 9 月30日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも 5 %を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の 8 a 項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の 5 倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から 5 年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2015年 3 月31日現在、配当不能準備金は1,130,000ユーロであり、これは2009年から2014年までの年度の資産税の 5 倍に相当する。

2015年 6 月 9 日に開催された年次総会により、2009年の資産税準備金（340,000ユーロ）が全額取り毀され、2015年の資産税準備金として175,000ユーロが設定された。

注 5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注 6 - 未払債務

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日現在、残高は、未払いのコンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 利息およびその他の財務費用

	2015年 9 月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2014年 9 月30日に 終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	(10,963)	(6,157)
短期預金契約に係る受取（支払）利息	2,177	-
当座預金口座に係る受取（支払）利息	(3,877)	-
	(12,663)	(6,157)

注 8 - スタッフ

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日に終了した期間中に、当社は 6 名の従業員を雇用していた。

注 9 - その他の外部費用

その他の外部費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年 9 月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2014年 9 月30日に 終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	50,000
海外登録費用	42,473	43,641
その他の費用	38,268	49,850
	<u>139,241</u>	<u>143,491</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、ゼロもしくはマイナスであった。短期預金契約は、2015年 9 月30日に終了した期間に利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同様のスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年 2 月14日に、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）と当社は、サービス水準合意書に署名した。当該合意により当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任した。2015年 9 月30日および2014年 9 月30日に終了した期間に年額100,000ユーロ（付加価値税抜き）が比例按分で銀行によって請求され、損益計算書の「その他の外部費用」に計上されている。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款を変更するのに必要な方法で採択される株主総会の決議が必要です。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に基づいてAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款の変更で要求される方法に基づき採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイ（「投資顧問会社」）

(AXA Investment Managers Paris S.A.)

(1) 資本金の額

2015年12月末現在、1,384,380ユーロ（約1億7,182万円）

(2) 事業の内容

アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイは、1990年2月20日、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイの100%子会社として、フランス法に基づき設立されました。アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイは、2015年12月末現在、世界の21カ国で事業を展開し、独自の調査・分析力を基礎に、一貫した運用哲学による資産運用業務を行っています。2015年12月末現在、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイは、世界各地に約2,350人の従業員を擁し、運用資産額は6,690億ユーロに上ります。アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイは、欧州地域における資産運用業務に従事し、同分野においては確固たるプレゼンスを有しています。

2. アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（AXA Investment Managers Japan Ltd.）（「副投資顧問会社」）

(1) 資本金の額

2016年2月末日現在、4億5,000万円

(2) 事業の内容

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社は、1987年12月10日に、ローゼンバーグ・インスティテューショナル・エクイティ・マネジメントLLC（現アクサ・ローゼンバーグ・グループLLC）と野村證券株式会社及び野村証券グループの合併企業として設立され、翌年2月に投資顧問業務、同年6月に投資一任業務の認可を取得し認可投資顧問業者として業務を開始しました。また、2002年2月には、アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッドの投資一任業務を統合し、2002年より日本における資産運用業務の展開を投資信託業務により開始し、2007年には第一種および第二種金融商品取引業を開始しました。2015年4月1日現在の資本構成は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイ（資産運用業務におけるアクサ・グループの持ち株会社）が100%保有しています。アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エス・エイの日本における事業体として、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社は、日本国内および海外の投資家を対象に、幅広い商品にわたる投資運用および投資顧問サービスを提供しており、かかる商品には株式、債券、オルタナティブ投資が含まれます。

3. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2016年2月末日現在、2,800万ユーロ（約34億7,508万円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

4. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

(1) 資本金の額

2016年2月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2016年2月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイ（「投資顧問会社」）

(AXA Investment Managers Paris S.A.)

ファンドに関する投資顧問・運用業務を行います。

- 2．アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（AXA Investment Managers Japan Ltd.）（「副投資顧問会社」）

ファンドに関する副投資助言業務を行います。

- 3．ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

- 4．野村證券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の株式のすべてを、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

(2014年12月付)

1. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（その後の改正を含む。）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003 / 41 / E Cおよび通達2009 / 65 / E Cならびに規則（E C）No.1060 / 2009および規則（E U）No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U
A I F M R	用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E Uを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No.231 / 2013
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション （特にU C I T S 通達をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	リスク・キャピタルに投資する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 通達または通達2009 / 65 / E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009 / 65 / E C
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85 / 611 / E E C（以下「U C I T S 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、U C I T S 通達を改正する通達2001 / 107 / E Cおよび通達2001 / 108 / E C（以下「U C I T S 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、U C I T S 通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「S I F」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。S I Fは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iの一種として区分されている。S I Fは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、C S S Fによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布された。

A I F M Dは、主にE U（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちA I F）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてA I F M Dをルクセンブルグ法に法制化するのみならず、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。S I C A Rについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（ ）完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、A I F M Dの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、（ ）A I F（いかなる場合もA I Fとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないが、または、A I Fではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびA I F M Dにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非U C I T Sの管理会社および非A I F Mの管理会社に関する新しい制度が導入された。

A I F M Dひいては2013年法は、A I F（当該A I Fがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたA I F Mに適用されることに留意することが重要である。また、E U加盟国以外の国で設立されたA I F Mが、ルクセンブルグ内で設立されたA I Fを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してA I F（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるA I F Mに適用される。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1．一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のU C I T Sおよびパート のU C Iを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート U C I T S（以下「パート 」という。）

パート その他のU C I（以下「パート 」という。）

パート 外国のU C I

パート 管理会社

パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はS I Fのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート ：専門投資信託に適用される一般規定

パート ：オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはA I F M D第2章に基づき認可されるA I F Mにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にA I F Mの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接A I Fにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うS I Fの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人 (以下「S I C A V」という。)
- 固定資本を有する投資法人 (以下「S I C A F」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法 (パート ファンドおよびパート ファンド)、2004年法 (S I F)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託 (F C P)

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社 (以下「管理会社」という。) およびその保管受託銀行 (以下「保管受託銀行」という。) の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびU C I T Sおよびパート ファンドについては2010年法またはS I Fについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款 (以下を参照のこと。) に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券 (以下「受益証券」という。) を保有する権利を有する。

3.1.2 F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格 (約款にその詳細が規定されることが求められる。) に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L通達91 / 75 (改訂済) は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で (原則として月に一度以上) 決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの配分方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2014年12月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパート ファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
- ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 保管受託銀行

約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行自らまたはその指定する者がF C Pの有するすべての資産を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パート F C Pについては、保管受託銀行は1993年法に定める金融機関でなければならない。一定の場合、パート F C PまたはS I F F C Pの保管受託銀行は、1993年法に定める投資会社になることができ、第三国に登録事務所を有し、ルクセンブルグで設立されることができる。

さらに、F C P(当初投資日から5年間行使可能な買戻権利がなく、主要投資方針に従い、()通常、2013年法第19条第8項に従い保有しなければならない資産に投資しないか、または、()通常2013年法に規定する会社に対する支配権を取得するため非上場企業の発行体または非上場企業に投資する。)の保管受託銀行も、一定の条件に従い、1993年法第26-1条に定める金融証書以外の資産の専門保管銀行としての資格を有するルクセンブルグの事業体である場合がある。

パート およびパート F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

2010年法および2007年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を規制する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管銀行に委託したことにより影響を受けない。

2010年法パート または2007年法パート に準拠するF C P(すなわちA I Fとしての資格を有するF C P)に関しては、特定のA I F M D預託規則が適用される(第5章を参照のこと)。

(注) すべてのパート ファンドは、2013年法に定めるA I Fとしての資格を有する。

3.1.4 管理会社

F C Pは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009 / 65 / E Uが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下 項を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびS I Fについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくS I C A V

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はS I C A Vが株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくS I C A Vの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、株式資本を処理しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。

- S I Fについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

3.2.2 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

最低限度額(下記 3.1.5を参照のこと。)未満でA I F Mにより運用されるパート ファンドおよびパート ファンドの保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社が、ルクセンブルグの管理会社ではない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、その義務を遂行しなかったか、不適切な遂行の結果投資家が被る損失について、ルクセンブルグ法に従い責任を負う。

認可を受けてA I F Mが運用するパート ファンドおよび2013年法に規定するA I Fとしての資格を有するS I Fについては、3.1.5に記載されるA I F M D受託規則が適用される。

なお、すべてのパート ファンドは、2013年法に規定されるA I Fとしての資格を有する。

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(パート ファンドおよびS I F)に従い管理会社によって運営される。

3.2.4 関係法人

上記 3.1.5.「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 以下の3.2の(4)、(5)および(6)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。当該通達に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資口は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するＳＩＦを設立することができる。さらに、ＳＩＦは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うＵＣＩに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うＳＩＣＡＶまたはＦＣＰの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、ＳＩＦは、（例えば、ＳＩＦが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型ＳＩＦの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

ＳＩＦは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）ＦＣＰの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
 - () 会社の形態および名称
 - () 本店の所在地
 - () 会社の目的
 - () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - () 発行時に払込済の額
 - () 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
 - () 株式の形式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
 - () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- （注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、ＣＳＳＦは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - (x) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
 - (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - (x) 会社の存続期間
 - (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

．2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1．ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2．ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件を満たす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、ＵＣＩＴＳが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) ＵＣＩＴＳが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) ＵＣＩＴＳの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要場合は販売文書において、当該ＵＣＩＴＳの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、ＵＣＩＴＳのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009 / 65 / E Cに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、ＵＣＩＴＳは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一ＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のＥＵ加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) ＥＵ非加盟国で設立された会社の資本における株式で、ＵＣＩＴＳがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がＵＣＩＴＳによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、ＥＵ非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) ＵＣＩＴＳは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 2. の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたＵＣＩＴＳには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がＵＣＩＴＳのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、ＵＣＩＴＳは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはＦＣＰのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、ＵＣＩＴＳは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) ＵＣＩＴＳは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%まで、またはＦＣＰの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- ＵＣＩＴＳが、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのＵＣＩＴＳの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはＦＣＰのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目録見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造（B）の設定可能性だけでなくUCITS（A）の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A．2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B．UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3．UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 1 に列挙されている業務を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集管的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006 / 49 / EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

（注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (7) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。
- 管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSF通達03/108に記載され(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSF通達05/185により補足された。

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、C S S F は、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するC S S F 通達11 / 508を発行した。C S S F 通達11 / 508の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S 管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、C S S F は、C S S F 通達03 / 108、C S S F 通達05 / 185およびC S S F 通達11 / 508に取って代わるC S S F 通達12 / 546を発行した。C S S F 通達12 / 546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、C S S F 規則No.10 - 4 の一定の原則を詳述する。

C S S F 通達12 / 546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、C S S F に提出されなければならない。
- 管理会社および / または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および / または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S F により認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および / または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社 / 自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社 / 自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社 / 自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社 / 自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社 / 自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社 / 自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にU C I T S に関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4 . ルクセンブルグのU C I T S に関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T S の認可、登録および監督

4.1.1 U C I T S の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S ）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これ

が満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11 / 509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12 / 540

4.2 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うU C I T Sは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが通達2009 / 65 / E Cに従う管理会社により運用され、通達2009 / 65 / E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

4.3. 税制

4.3.1. ファンドの税制

4.3.1.1. 資本税 (droit d'apport)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

4.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を検討した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免税を規定している。

(a) 他のUCIに保有される受益証券／投資口により表象される資産の価額。ただし当該受益証券／投資口は、2010年法第174条に規定される年次税をすでに課されているものとする。

(b) UCIおよび複数コンパートメントを有するUCIの各コンパートメント

- () その受益証券が機関投資家に保有され、
- () その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金であり、
- () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- () 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

複数のクラスがUCIまたはコンパートメント内に存在する場合、年次税の免除は、有価証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

(c) その投資口または受益証券が()従業員のために1もしくは複数の雇用者の主導により設定された企業退職年金のための機関または同様の投資ピークルおよび()従業員に退職手当を提供するため自らが保有するファンドに投資する1もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント

(d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、

(e) 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント

- () その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
- () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

複数のクラスがUCIまたはコンパートメント内に存在する場合、年次税の免除は、()の条件を満たすクラスにのみ適用される。

4.3.2. 日本の投資主または受益者およびルクセンブルグに居住しない投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

4.4 清算

4.4.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.4.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

a．管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b．管理会社が破産宣告を受けた場合

c．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.4.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.4.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.4.2 清算の方法

4.4.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.4.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.4.2.1に記載された方法で預託される。

. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

（ ）2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) U C I T S 通達に基づき認可を必要としない投資信託。

（ ）2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M
- () その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは
- () レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F(それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるA I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。2013年法の適用が除外されるA I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるA I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドまたはS I Fの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

E U加盟国以外の国で設立されたA I F M(すなわち、E U圏外のA I F M)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、E U加盟国以外の国で設立された一または複数のA I F(すなわち、E U圏外のA I F)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるA I Fを販売しないE U圏外のA I F Mには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるE U A I Fの管理またはE U圏外のA I Fの販売を意図するE U圏外のA I F Mは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うA I F M および保管受託体制

1.1 A I F M

1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

A I F Mが、

- a) A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合、もしくは
- b) A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体(かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自体がA I F Mとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表Iに記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部A I F Mは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 通達2003/41/E Uの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
-) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはA I Fの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の事業体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125 - 1条および第125 - 2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 通達に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業

務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に従い外部 A I F Mを選任しなければならない。

() その運用資産が2013年法第3 条第2 項に規定される限度額のいずれかを超えない—または複数の A I F の運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- C S S F に対して当該管理会社が運用する A I F を特定すること。
- 当該管理会社が運用する A I F の投資戦略に関する情報を C S S F に提供すること。
- C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用する A I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定する範囲の外部 A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2 章に規定される手続に従い、30暦日以内に C S S F に対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲の A I F 以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) または c) に記載される業務をあわせて行うことなく a) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1 条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1 条第4 項 a) または c) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記() の活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定される範囲内の外部 A I F M を任命せずに、選任を受けた管理会社として A I F M Dに規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2 条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3 条第2 項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2 章に基づき、A I F の A I F M としての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2 条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5 条第4 項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2 条に基づき運用する A I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服するか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

- (注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I F に対する A I F M の責務は、A I F M が第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F M は、A I F M の運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先が A I F M から委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対する A I F M の事前合意
- A I F M は再委託契約の条項を当該契約遂行の前に C S S F に通知すること。
- A I F M からの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグの A I F M によって非 E U 運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグの A I F M からの委託により、非 E U 運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグの A I F は、E U パスポートに基づき、E U でプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F M は、A I F M が運用する各 E U A I F および A I F M が E U 内で販売する各 A I F について、A I F の規約（または F C P の場合は約款）に基づき投資家が A I F に投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I F の投資戦略および投資目的の記載ならびに A I F が投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I F の保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F M の専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I F の評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I F の流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F M が投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I F または A I F M との法的または経済的関連についての記載
- 2013 年法第 20 条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- 2013 年法第 17 条に基づき決定される A I F の直近純資産価額または A I F の受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I F の過去の実績
- ブライム・ブローカーの身元ならびに、A I F および A I F のブライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F 資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにブライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性および A I F のポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I F がその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F M は管理する各 E U A I F および E U において販売する各 A I F について、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F M は、さらに A I F のレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I F が許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該 A I F が用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、通達2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（上記1.4.1参照のこと）ならびにAIFMがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年ベース
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期ベース
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期ベース
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、年次ベース

上記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、完全にAIFMDの範囲内でAIFの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないパート ファンドおよびSIFについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、()当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対す

る支配権取得を目指す、2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I F Mが、これらのA I Fをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mがホスト加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグU C Iの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S

- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OEC加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、()AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

- パート ファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCITは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（下記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ ）設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 通達97 / 136（C S S F 通達08 / 348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.1.5 保管受託銀行

A I F M Dの範囲に完全に該当するパート ファンドの資産の保管は、2013年法第19条の規定に従い任命された、保管受託銀行一社に委託されなければならない。

2.1.6 課税

上記 4.3「課税」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.1.7 清算

上記 4.4「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C Iをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

上記 に記載するとおり、2007年法は、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、（ ）2007年法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および、（ ）2007年法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1 一般規定およびその範囲

S I F制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C I、および、（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / E C等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010 / 73 / E Uによって改正されている。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006 / 48 / E Cに定める金融機関、通達2004 / 39 / E Cに定める投資会社もしくは通達2009 / 65 / E Cに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのS I Fの投資規則

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためC S S Fは、個人投資家への販売が可能なU C Iよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に

販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07/309(以下に詳述する)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実

務上の取り決めに記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I F は、監査済年次報告書とその関係期間の終了から 6 か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I F が募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S F に送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I F は、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I F および2007年法のパート に服し、A I F M Dの範囲内のA I F としての資格を有しないS I F は、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、.1.5に記載され、A I F M Dに服さないS I F については、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I F の資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I F に関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 税制

S I F については、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C I については、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、年次税を免除している。年次税の免除は、以下を対象とする。

- a) 他のU C I に保有される受益証券 / 投資口に表象される資産の価額。ただし、当該受益証券は、2007年法第68条または2010年法第174条に規定される年次税をすでに課されているものとする。
- b) S I F および複数のコンパートメントを有するS I F の各コンパートメント
 - () その専属的目的が短期金融商品への集合投資および信用機関への預金であり
 - () そのポートフォリオの満期までの加重平均残余期間が、90日を超えず
 - () 公認の評価機関から最高の格付けを取得している場合
- c) 従業員のために1もしくは複数の雇用主の主導により設定された企業退職年金のための機関または同様の投資ピークルおよび() 従業員の退職金を提供するため1もしくは複数の雇用主が自らが保有するファンドに投資する会社のために、有価証券またはパートナーシップ持ち分を留保するS I F。本節の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I F の各コンパートメントならびにS I F 内または複数のコンパートメントを有するS I F のコンパートメント内に設定された各クラスに準用される。
- d) マイクロ・ファイナンス機関への投資を主な目的とするS I F および複数のコンパートメントを有するS I F の各コンパートメント

S I F が受領する収益およびS I F によって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

2.2.8 清算

.4.4「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I F の清算にも適用される。

2.3 S I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（S I F に関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成27年4月30日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第12期）

平成27年7月31日 半期報告書（第13期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム
の受益者各位

我々は、アクサ・ユーロ・ボンド・インカムの2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"Réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アクサ・ユーロ・ボンド・インカムの2014年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2015年2月13日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
AXA Euro Bond Income

We have audited the accompanying financial statements of AXA Euro Bond Income, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 October 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of AXA Euro Bond Income as of 31 October 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 13 February 2015

Kenneth Kai Siong Iek

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

監査報告書

アクサ・ユーロ・ボンド・インカム
の受益者各位

我々は、アクサ・ユーロ・ボンド・インカムの2015年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"Réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アクサ・ユーロ・ボンド・インカムの2015年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2016年2月23日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
AXA Euro Bond Income

We have audited the accompanying financial statements of AXA Euro Bond Income, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 October 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of AXA Euro Bond Income as of 31 October 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 23 February 2016

Kenneth Kai Siong Iek

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

L - 5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2015年6月9日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。